

平成 19 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

信州大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	20
基準6 教育の成果	32
基準7 学生支援等	35
基準8 施設・設備	39
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	42
基準10 財務	46
基準11 管理運営	48
<参 考>	53
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	55
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	56
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	58

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	前東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	学校法人帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
舘昭	桜美林大学教授
檜崎憲二	読売新聞西部本社編集局長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平野眞一	名古屋大学総長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	公立大学協会相談役
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事、前電気通信大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

阿子島 功	山形大学人文学部長
阿 南 婦美代	長崎外国語大学教授
○荒 川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長、元新潟大学長
井 本 正 人	高知女子大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
奥 脇 直 也	東京大学教授
功 刀 滋	京都工芸繊維大学理事・副学長
◎小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
○齋 藤 寛	長崎大学長
玉 真之介	岩手大学理事・副学長
○道 上 正 規	とっとり政策総合研究センター理事長、前鳥取大学長
八尾坂 修	九州大学教授
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

信州大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育に関わる企画立案・実施に関する責任・権限等を明確にすることを目的として、50人の専任教員を擁する組織「全学教育機構」を設置し、全学的な協力の下に教養教育を行っている。
- 平成19年度文部科学省科学技術振興調整費に採択された「ファイバーナノテク国際若手研究者育成拠点」を活用し、若手研究者の自立的環境整備促進を行っている。
- 平成16年度に「環境マインドをもつ人材の養成」プロジェクトが文部科学省特色G Pに採択され、活動の1つとして、教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、その維持・改善の実践的な活動を通じて、5つの主要キャンパスすべてがISO14001の認証を取得している。
- 国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ」では、番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指しており、平成19年度から教養科目の「知の継承と発展」の科目として「放送番組制作ゼミ」を開講している。
- 教育学部・教育学研究科における『「臨床の知」の実現—蓄積する体験と深化する省察による実践的指導力の育成』が平成17年度文部科学省教員養成G Pに採択され、教育理念である「臨床の知」に基づく学部カリキュラムを構築し、実践的指導力のある教員の養成を図っている。
- 平成16年度に「信州大発“学び”のビックバンプロジェクト」、平成18年度に「自ら学び、学び続ける人材育成の基盤形成」プロジェクトが文部科学省現代G Pに採択され、その取組が全学的なe-Learningの拡充に貢献している。
- 平成19年度には、「問題志向のコースワーク設計による人材育成—実践と研究の一体化による特別支援学校教員対象の大学院プログラム—」が文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに、「授業研究アリーナで共創する『臨床の知』」及び「双方向ワークショップ型地域作り社会人教育」が文部科学省大学院教育改革支援プログラムに、「個性の自立を《補い》《高める》学生支援」が文部科学省学生支援G Pに、「英米大学に学ぶ社会人基礎力教育プログラム」が文部科学省大学教育の国際化推進プログラムに、それぞれ採択されている。
- 分散キャンパスの不利をカバーするため、遠隔授業ネットワークやICT利用教育システムを導入し、有効に活用している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学生による授業評価を行い、その結果を授業の改善に活用しているが、回答率の向上に向けて更なる工夫が期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

学則及び大学院学則に定められている目的を踏まえ、「信州大学は、信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。信州大学は、その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。信州大学は、世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。信州大学は、自立した個性を大切にします。信州大学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。」という理念と、教育・研究・地域貢献・国際交流における目標を制定している。さらに、それらをより明確にするために、各学部等において具体的な活動方針として、目的及び理念と目標を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

目的は、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的を基礎として定められており、両者の整合性は図られている。また、大学及び各学部の理念と目標は、大学の設置目的を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることに対応している。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、学校教育法第 65 条に規定された、大学院に求められる目的を基礎として定められており、両者の整合性は図られている。大学院の理念と目標及び各研究科の目的、理念と目標は、大学院の設置目的を踏まえ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することに対応している。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学及び学部、研究科の目的や理念・目標は大学ウェブサイトに掲載されている。教職員に対しては、目的等を掲載した大学概要、学部・研究科の概要、学生便覧等の配布、ポスターの掲示、新任教職員研修での講義等により、学生に対しては、それらの資料を用いた各種ガイダンスの際に説明を行うことにより、周知を図っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学及び学部、研究科の目的や理念・目標を、大学ウェブサイトに掲載することによって、社会に対して公表している。また、目的等を掲載した大学概要、学部・研究科の概要、入試案内等を県下の高等学校を中心に配布するとともに、それらを、毎年実施しているオープンキャンパスや学部説明会等の参加者にも配布・説明している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部構成は、人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部及び繊維学部の8学部となっており、各学部では、大学の目標及び社会のニーズに則して、学問領域ごとに学科・課程が次のとおり編成され、教育実施体制が整備されている。

- ・ 人文学部：人間情報学科、文化コミュニケーション学科
- ・ 教育学部：学校教育教員養成課程、養護学校教員養成課程、生涯スポーツ課程、教育カウンセリング課程
- ・ 経済学部：経済学科、経済システム法学科
- ・ 理学部：数理・自然情報科学科、物理科学科、化学科、地質科学科、生物科学科、物質循環学科
- ・ 医学部：医学科、保健学科
- ・ 工学部：機械システム工学科、電気電子工学科、社会開発工学科、物質工学科、情報工学科、環境機能工学科
- ・ 農学部：食料生産科学科、森林科学科、応用生命科学科
- ・ 繊維学部：応用生物科学科、繊維システム工学科、素材開発化学科、機能機械学科、精密素材工学科、機能高分子学科、感性工学科

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成 18 年 4 月に、共通教育の企画立案・実施に関する責任・権限等を明確にすることを目的とし、共通教育の研究開発・企画実施組織として、「全学教育機構」を設置した。機構は、共通教育企画実施部、共通教育修学支援部、高等教育システム開発部、教職教育部から成り、50 人の専任教員で構成されている。

学長、副学長（教学担当）、副学長（全学教育機構担当）、機構長及び副機構長、基幹教育センター長及び言語教育センター長、各学部の代表者の計 17 人で構成される全学教育連携会議を開催し、各学部との連携協力及び連絡調整を行っている。また、副機構長（教育担当）、共通教育企画実施部の各教育部門長及び各学部教務関係委員会委員長の計 16 人で構成される連絡調整会議を開催し、共通教育の実施及び改善に関する具体的な連絡調整を行っている。

さらに、必修科目の縮小、基礎科学科目における習熟度別クラスの導入、環境教育の必修化など、全学教育機構発足に際しカリキュラムを改訂し、共通教育を実施している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

修士課程には、6研究科が設置されている。

- ・ 人文科学研究科：地域文化専攻、言語文化専攻
- ・ 教育学研究科：学校教育専攻、教科教育専攻
- ・ 経済・社会政策科学研究科：経済・社会制作科学専攻、イノベーション・マネジメント専攻
- ・ 医学系研究科：医科学専攻、保健学専攻
- ・ 工学系研究科：数理・自然情報科学専攻、物質基礎科学専攻、地球生物圏科学専攻、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、応用生物科学専攻、繊維システム工学専攻、素材開発化学専攻、機能機械学専攻、精密素材工学専攻、機能高分子工学専攻、感性工学専攻
- ・ 農学研究科：食料生産科学専攻、森林科学専攻、応用生命科学専攻、機能性食料開発学専攻

博士課程には、2研究科が設置されている。

- ・ 医学系研究科：医学系専攻、臓器移植細胞工学医科学系専攻、加齢適応医科学系専攻
- ・ 総合工学系研究科：生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻、生物・食料科学専攻

また、専門職学位課程には、法曹養成のための教育を行う法曹法務研究科が設置されている。

各研究科では、専攻分野の知識や技術及び創造的能力をより高める教育研究を実施しており、研究者、高度専門職業人、教師、医師及び看護職等の高度で知的な素養のある人材を養成する目的で教育研究を実施している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には、総合大学としての教育研究等の目的を達成するために、附属図書館、健康安全センター、国際交流センター、山岳科学総合研究所、カーボン科学研究所、総合情報処理センター、ヒト環境科学研究支援センター、e-Learningセンター、地域共同研究センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、イノベーション研究・支援センター、産学官連携推進本部、学生総合支援センター、アドミッションセンター、キャリア・サポートセンターの計15の全学的なセンター等が設置されている。各センター等は大学の学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、教育研究等の目的達成のために重要な機能を果たしている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断す

る。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究評議会を設置し、毎月1回開催して中期目標、中期計画及び年度計画、学則、教員人事、教育課程の編成に係る方針、学生の支援、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与に係る方針、自己点検・評価等の教育研究に関する重要事項を審議している。

また、各学部・研究科では、教授会通則及び研究科委員会通則に基づき、各学部教授会規程、各研究科委員会規程が定められており、各教授会等は原則毎月1回開催し、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与に関する事項、学部長及び教員候補者又は教員の選考に関する事項等学部又は研究科の教育活動に関わる重要事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法の方針を検討する全学的な委員会組織は法人化を契機に廃止し、それらの事項は教育研究評議会において審議されている。各学部等や各研究科においては、各学部教務委員会、各研究科大学院委員会等の教育課程や教育方法等を検討する委員会を設置し、原則として月1回開催して、教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項の具体的問題について検討し、教授会へ報告している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育に関わる企画立案・実施に関する責任・権限等を明確にすることを目的として、50人の専任教員を擁する組織「全学教育機構」を設置し、全学的な協力の下に教養教育を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制は、大学設置基準及び大学院設置基準を基本方針として、大学及び学部・研究科の理念・目標を達成するため各学部・学科及び研究科・専攻に講座等を置き教員を配置している。一部の学部が改組に併せた新しい組織編制を検討しているが、平成19年4月の時点ではすべての学部・研究科において引き続き講座制を存続させ、学部等の理念・目標に沿った組織を編成している。

また、中期計画に掲げる総人件費改革に対応した人件費削減等を踏まえ、中・長期的な将来構想を実現するため、平成19年度から教員の人事配置を職名別定数管理から人事ポイント数管理に移行し、各部署における効率的かつ計画的な人的資源の配置を図っている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

各学部・研究科の理念・目標に沿った教育課程を遂行するために、教授（特任教授を含む）、准教授、講師、助教、助手の専任教員と非常勤講師（教育特任教授を含む）を配置している。教授、准教授、講師、助教、教育特任教授及び非常勤講師が授業科目を担当し、助手が、実験、実習等の補助や学生への学習支援を行っている。

各学部等に配置されている教員は、平成19年5月1日現在、次のとおりとなっている。

- ・ 人文学部：54人（常勤43人、非常勤11人）
- ・ 教育学部：127人（常勤97人、非常勤30人）
- ・ 経済学部：60人（常勤45人、非常勤15人）
- ・ 理学部：78人（常勤70人、非常勤8人）
- ・ 医学部：426人（常勤355人、非常勤71人）
- ・ 工学部：181人（常勤150人、非常勤31人）
- ・ 農学部：88人（常勤74人、非常勤14人）
- ・ 繊維学部：114人（常勤103人、非常勤11人）
- ・ 全学教育機構：122人（常勤50人、非常勤72人）
- ・ 法曹法務研究科：36人（常勤20人、非常勤16人）

- ・ 教育研究施設：23人（常勤18人、非常勤5人）

教員一人当たりの学生数は、学部等によりばらつきはあるが、学士課程が7.37人、修士課程が2.46人、博士課程が1.13人、専門職学位課程が2.53人となっており、少人数教育を実施する上でも適切に教員が確保され、配置されている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、平成19年5月1日現在、次のとおりとなっている。

- ・ 人文学部：43人（うち教授18人）
- ・ 教育学部：97人（うち教授52人）
- ・ 経済学部：44人（うち教授29人）
- ・ 理学部：74人（うち教授39人）（山岳科学総合研究所に本務を置いている4人を含んでいる。）
- ・ 医学部：221人（うち教授69人）（附属病院に本務を置いている2人とヒト環境科学研究支援センターに本務を置いている1人を含んでいる。）
- ・ 工学部：148人（うち教授62人）
- ・ 農学部：74人（うち教授41人）
- ・ 繊維学部：102人（うち教授43人）（ヒト環境科学研究支援センターに本務を置いている2人を含んでいる。）
- ・ 全学教育機構：50人（うち教授19人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成19年5月1日現在、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：研究指導教員47人（うち教授23人）、研究指導補助教員4人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員62人（うち教授53人）、研究指導補助教員35人
- ・ 経済・社会政策科学研究科：研究指導教員45人（うち教授35人）、研究指導補助教員4人
- ・ 工学系研究科：研究指導教員316人（うち教授144人）、研究指導補助教員8人
- ・ 農学研究科：研究指導教員68人（うち教授43人）、研究指導補助教員9人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員55人（うち教授48人）、研究指導補助教員14人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員65人（うち教授44人）、研究指導補助教員39人
- ・ 総合工学系研究科：研究指導教員251人（うち教授172人）、研究指導補助教員77人

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成19年5月1日現在、次の専修において必要とされる研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）を下回っている。中には、この状況が長期にわたる専修もある。

- ・ 社会科教育専修：研究指導補助教員1人不足

- ・ 音楽教育専修：研究指導教員 1 人不足
- ・ 技術教育専修：研究指導補助教員 1 人不足

このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で支障があると考えられるが、平成 19 年 10 月 1 日付ですべて充員されている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、平成 19 年 5 月 1 日現在、法曹法務研究科が 20 人（うち教授 13 人、実務家教員 10 人）となっている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員採用に当たっては、ほとんどの学部等において原則公募制が導入されているが、医学部医学科は教授のみである。

女性教員の割合は、学部により 0～21.9%と幅があり、中期計画では、中期目標期間中に 15%以上に引き上げるとしているが、現時点では、大学全体で 10.3%となっており、より一層の努力が必要である。

教員の年齢構成は、各学部とも極端な偏りはなく比較的バランスの取れた構成になっており、各学部等がその構成員の年齢構成等を勘案して、公募条件に反映させるなど必要な措置を講じている。

外国人教員は、大学全体で 27 人、比率は 2.6%となっている。その増員について中期計画にも掲げており、外国人教員の数は増加傾向にある。

また、教員の任期制については、医学部、医学系研究科、工学部、経済・社会政策科学研究科、工学系研究科及び一部の教育研究施設等において准教授、講師、助教及び助手を対象に実施している。

若手教員に対する研究活動をより活性化するための措置として、当該大学の次世代を担う若手研究者の萌芽的研究を育成するため、毎年 5 件程度の研究課題に対して 100 万円程度を限度に助成を行う大学独自の若手研究者萌芽研究支援事業を進めている。平成 19 年度には、文部科学省科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択された「ファイバーナノテク国際若手研究者育成拠点」を活用し、テニユア制の全学への導入を図ることを前提とした、若手研究者の自立的な研究環境整備促進を行っている。

さらに、平成 17 年度に、当該大学の教育研究活動の一層の充実、推進及び活性化に資するため独自の特任教授制度及び教育特任教授制度を定めている。特任教授は、世界的レベルでの顕著な研究業績を有する者や高度な実務上の業績を有する者等を採用している。教育特任教授は、当該大学の名誉教授である者等を採用している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考は、教員選考基準及び教員選考手続/同申合せに基づいて行っており、学部においてもそれぞれ選考内規等に基づき選考を行っている。教員の採用や昇任に当たっての選考基準は学部等の教授会等

で定め、人事委員会や選考委員会等を設置して選考基準に照らし選考を行っている。

応募者等が提出する調書には、教育上の能力に関する事項、研究業績及び経歴も記載することとしており、担当すべき科目の研究及び教育の適格性の有無や程度を判断し、学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2 ② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

中期計画に「学生による授業評価」、「在・卒業生に関する追跡調査」、「外部評価」等の調査分析結果に基づく教育体制改善の仕組みを設けると記載し、それに沿った努力を行っている。

学生による授業評価は、前期・後期それぞれ1回全学で行っている。その結果把握された事項に対しては、各学部において、教員への評価結果のフィードバック、教員相互での結果閲覧、自由記述欄のコメントに対する教員の回答を大学ウェブサイトで公開するなどの取組がなされている。教育活動の評価については、教員による授業のピア・レビュー、ワークショップ、ベストティーチャー賞、受賞者によるファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという）などの取組が各学部等において行われている。また、中期計画において「教育の向上に貢献した教員に対する教育業績評価のシステムを導入する」と定め、評価・分析室により導入準備を進めている。教員の業績評価制度に関しては、基本原則、評価項目、業績評価の組織と業績評価のプロセス等を取りまとめ、人事制度ワーキンググループから役員会へ提言を行った。当該提言は、教育活動業績のほか、研究活動業績、社会活動業績、管理運営業績の4項目群に基づいて行うことが妥当としている。現在、人事制度ワーキンググループ下の教員各種制度ワーキングチームにおいて、制度の成案作成に向けての検討や意見交換が行われている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1 ① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の研究活動と教育内容との関連性については、カリキュラムごとの代表的な授業と教員の研究活動との対応を示す資料がまとめられている。また、各学部・研究科においては、予定する担当授業科目と候補者の研究内容の整合性が、採用人事にあたっての重要な観点となっている。

学生の授業評価においても、「担当教員の学問的・専門的見識が感じられましたか」という設問に対して、平成18年度後期では「強く思う」「そう思う」が「講義」80.2%、「演習」79.4%、「実験・実習」79.6%と高い割合を示している。

さらに、教育学部・教育学研究科においては、教育理念である「臨床の知」に基づく学部カリキュラムが構築され、教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1 ① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

事務職員を学務部に55人、人文学部に6人、教育学部に12人、経済学部10人、理学部に12人、医

学部14人、工学部に11人、農学部8人、繊維学部12人配置しており、学務部及び各学部の学務担当事務職員が、教育課程を展開するために必要な業務処理を行うとともに、学生支援等を行っている。また、技術職員を教育学部に1人、理学部に3人、医学部に5人、工学部に28人、農学部12人、繊維学部22人配置しており、各学部の技術職員等が実験・実習の補助や技術指導、学生指導等を行っている。

教育補助者として大学院学生をTAとして採用し、学生に対する実験、実習及び演習等の教育補助業務に従事させ、大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会を提供している。平成18年度は、人文学部8人、教育学部49人、経済学部3人、理学部126人、医学部26人、工学部196人、農学部110人、繊維学部137人のTAを採用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成19年度文部科学省科学技術振興調整費に採択された「ファイバーナノテク国際若手研究者育成拠点」を活用し、若手研究者の自立的環境整備促進を行っている。

【改善を要する点】

- 女性教員の割合が大学全体で10.3%となっており、中期目標を達成するためになお一層の努力が必要である。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の理念・教育目標に沿った入学者受入方針として「信州大学のアドミッション・ポリシー—私たちが求める学生像—」を成文化し、各学部、一部の研究科においても、求める学生像を成文化している。教育学部、医学部、工学部、人文科学研究科、医学系研究科、農学研究科では基礎学力を有する人を求めると定めている。

さらに、各選抜方法の実施方針、募集人員、実施方法等を定め、求める学生像とともに入試案内や学生募集案内、大学ウェブサイトに掲載している。

入学者受入方針の公表・周知は、県内高等学校や関係機関への入試案内や学生募集案内の配布、オープンキャンパス等での参加者への入試案内等の配布及び説明、大学ウェブサイトでの公開により行っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学者受入方針に明示されている学生像に沿った学生を受け入れるため、各学部では、一般選抜（前期日程及び後期日程）、AO選抜、特別選抜（推薦特別選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、社会人特別選抜）、私費外国人留学生入学者選抜及び第3年次編入学試験を実施している。

一般選抜では、センター試験において大学教育を受けるのにふさわしい基礎学力等を判定し、個別学力検査において各学部の教育目標や求める学生像に沿った専攻分野で必要とされる基礎的・応用的能力や適性、読解力、論理的思考力、表現力等を測るため総合問題、個別試験、小論文や面接を課している。また、人文学部と経済学部の前期日程試験では、東京と大阪にも検査場を設置している。

推薦特別選抜では、一般的な学力試験だけでは把握できない意欲、適性、コミュニケーション能力等をみるために学部等の特性に応じ、複数の教員による個別又は集団面接、小論文あるいは実技試験を実施している。経済学部では、推薦特別選抜でスポーツ・文化芸能・ボランティア活動等、通常の学力以外に秀でた学生にも門戸を開くことを目的として、面接による試験を行っている。医学部医学科では、長野県の地域医療の充実に寄与すべく長野県内枠推薦特別選抜を平成17年度から実施しており、2年間にわたる入試を調査・分析した結果から、県内枠の募集人数を増やしても優秀な学生を確保することができると判断し、平成19年度からは県内枠を5人から10人に増員している。また、卒業後9年間初期研修を含めて県

内の医療機関に従事することを条件に、月額約 20 万円を在学 6 年間貸与する独自の奨学金制度を平成 20 年度から創設し、併せて入学定員を 10 人増やすこととしている。

大学院では、各研究科の入学者受入方針に沿って、複数回実施する一般選抜、推薦特別選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及び学部 3 年次学生を対象とする特別選抜を実施している。

また、法曹法務研究科では、入学者選抜に当たって一般枠、高度技術法曹枠、地域法曹枠という 3 つの枠を設け、入学者受入方針を踏まえて、独立行政法人大学入試センターが実施する法科大学院適性試験、又は適性試験委員会（財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会）が実施する法科大学院統一適性試験、当該研究科が実施する小論文試験の結果に加え、これまでの学歴や職歴、社会活動、志望動機等を記載した書類の記載内容を総合的に評価し、入学者選抜を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生・社会人・編入学生に関する求める学生像は、一般の学生と同様であり、公表されている入学者受入方針に沿って、それぞれの特性に合わせた選抜方法を取っている。

社会人の受入に関しては、学部では、教育学部生涯スポーツ課程 2 専攻、医学部保健学科 2 専攻、工学部 6 学科及び農学部森林科学科で、大学院では、人文科学研究科、工学系研究科、医学系研究科及び総合工学系研究科で社会人特別選抜を実施しており、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除して、志望理由書等の出願書類の審査及び面接や小論文の結果を総合して判定を行っている。

留学生の受入に関しては、全学部及び工学系研究科、農学研究科、医学系研究科博士課程 3 専攻において外国人留学生選抜を実施しており、日本留学試験（採用しているのは学部のみ）と面接や小論文等の結果を総合して判定を行っている。

また、教育学部を除く 7 学部において第 3 年次編入学試験を実施しており、学部の特性により受験資格を明確にし、自己申告書等の出願書類の審査や学力試験、口述試験、面接、小論文等の結果により総合的な判定を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に関する全学的な体制としては、学長を委員長とする入学試験委員会で、入学者選抜方法及び学力検査実施教科・科目に関する事、出題、点検及び採点に関する事などの入学者選抜試験に関する基本方針を定め、その方針に基づき必要な業務をアドミッションセンターが行っている。それらの統括の下に、組織間の連携・応援体制、責任体制の明確化等について全学的な調整を行っている。

また、各学部・研究科においても入試委員会等を組織し、総括責任者、責任者を明確に定めるなど、適切な実施体制が築かれている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜及び大学入試センター試験の円滑な実施を図るとともに、入学者受入方針に即した入試システムの研究開発及び入学希望者に対する総合的な広報活動等を行うことを目的に、平成 16 年 4 月にアドミッションセンターを設置した。その中に、研究開発部門を設置し、入学者選抜の改善のための研究・調査や入試システムの研究・開発を行っている。

また、各学部等においても、入試問題の内容と入学者受入方針との関連についてのチェックや、個別入試とセンター入試との点数分布の相関、入試成績と入学後の学業成績との相関等のデータを分析し、その結果をセンター試験の配点や入試方法の改善に結びつける体制を整えている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 15～19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。(ただし、平成 17 年 4 月に設置された総合工学系研究科及び法曹法務研究科については、平成 17～19 年度の 3 年分、また、平成 19 年 4 月に設置された医学系研究科保健学専攻については、平成 19 年度の 1 年分。)

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.13 倍
- ・ 教育学部：1.03 倍
- ・ 経済学部：1.12 倍
- ・ 理学部：1.08 倍
- ・ 医学部：1.02 倍
- ・ 工学部：1.06 倍
- ・ 農学部：1.03 倍
- ・ 繊維学部：1.10 倍

〔修士課程〕

- ・ 人文科学研究科：1.52 倍
- ・ 教育学研究科：1.21 倍
- ・ 経済・社会政策科学研究科：1.41 倍
- ・ 医学系研究科：1.35 倍
- ・ 農学研究科：1.15 倍
- ・ 工学系研究科：1.56 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：0.70 倍
- ・ 総合工学系研究科：1.23 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法曹法務研究科：0.80 倍

人文科学研究科（修士課程）、経済・社会政策科学研究科（修士課程）、医学系研究科（修士課程）、工学系研究科（修士課程）については、入学定員超過率が高い。これらの研究科では、入学定員の見直しの検討を含め、様々な適正化の努力が行われつつある。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、学士課程、大学院課程の一部の研究科及び専門職学位課程において適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

当該大学は、県内の4つの地区に8学部が散在しており、1年次(医学部医学科は2年次まで)の授業は松本地区で実施され、2年次以降の授業は人文学部、経済学部、理学部及び医学部は松本地区、教育学部及び工学部は長野地区、農学部は伊那地区、繊維学部は上田地区で実施されている。

教育課程は、理念・目標を達成するために、学則に基づき編成され、共通教育と専門教育の構成となっている。

共通教育は、教養科目と基礎科目で構成され、教養科目は、教養講義と教養ゼミナールから成り、幅広い知識の獲得と総合的な判断力や想像力を養うことを目指す内容になっている。基礎科目は、外国語科目、健康科学科目、情報科目、新入生ゼミナール科目及び基礎科学科目から成り、専門教育へとつながる内容を有している。

共通教育の卒業要件単位は、全学生が共通に学ぶ科目の単位(コア単位、25単位(医学部医学科は50単位))と、各学部の個性を生かすものとしてそれぞれの方針に基づいて設定する単位(上限12単位(医学部医学科は25単位))とから構成され、必修科目は、学習意欲・判断力・課題解決能力等を醸成する共通の基盤となる最小限の科目のみとし、他の科目は、学部の判断や学生自身の自主的判断で選択できるよ

うにしている。

専門教育科目は、1年次から履修が可能な学部もあるが、多くは高年次になるに従い専門科目中心の配置になっている。専門教育では、学部の教育目標の中核を担う授業群を履修しつつ、それを周辺から支える授業群を選択するようになっており、必修科目、選択科目等も適切に配置されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

共通教育では、その目的に照らしてふさわしい内容の授業科目を、教養科目及び基礎科目として提供している。

教養科目は、幅広い知識を獲得するとともに、総合的な判断力や創造力を養い、これからの時代にふさわしい健全で個性豊かな市民としての意識と行動規範を主体的に見出すことを理念とし、「環境と人間（環境マインド）」、「精神と文化」、「世界と地域」、「生命と物質」、「知の継承と発展」の5つの科目群として提供されている。「環境と人間（環境マインド）」の科目は、平成16年度に文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択された「環境マインドをもつ人材の養成」プロジェクトの展開を目指して開設された科目で、全学生に1科目（2単位）必修としている。その活動の一環として、教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、その維持・改善の実践的な活動を通じて、一部適用対象除外区域を除き、5つの主要キャンパスすべてがISO14001の認証を取得している。また、学生教育の充実、地域貢献のための活用及び大学広報の推進を目的として、平成18年10月に地域ケーブルテレビの1チャンネルを使用して開局した国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ」では、番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指し、平成19年度から「知の継承と発展」の科目として「放送番組制作ゼミ」を開講している。

専門教育は、各学部の教育の理念・目標に即して授業科目が配置されている。中期計画には、授業の目標がカリキュラムの目標に沿ったものになっていることが記載されているが、学生による授業評価でも、8割弱の受講生が授業内容は授業の目標にふさわしいものであったと回答している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各学部とも、それぞれの教員の研究成果は、授業の中で、教科書、参考書、あるいは授業用資料として活用している。教員の専門領域は多岐に渡っているが、その多様性を反映した授業科目には、各自の研究成果が十分に反映されており、それぞれの授業内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究成果に基づいている。

また、学生による授業評価では、8割の学生が、担当教員の学問的・専門的識見が感じられたと回答している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他学部授業の履修について学則に定め、学生の就学目的に照らして適切と認められれば、教授会の議を経て履修が認められている。

県内の7大学（信州大学・諏訪東京理科大学・清泉女学院大学・長野県看護大学・長野大学・松本歯科大学・松本大学）で単位互換協定を締結し、平成17年度より学生の受入、派遣を行っており、平成18年度は7大学で計約2,000科目（前・後期開講合計）が提供されている。平成19年度からは大学院における単位互換も可能とした。当該大学の受入人数は、平成17年度前期8人、後期5人、平成18年度前期7人、後期5人、平成19年度前期4人、派遣人数は、平成17年度前期1人、後期1人、平成18年度0人、平成19年度前期3人である。また、海外の大学との単位互換は、学術交流協定の締結先との間で行われている。実績のある締結先はカトリック大学（韓国）、マンハイム大学（ドイツ）等10大学（8カ国）である。

インターンシップ、ボランティア関連科目については、人文学部の「インターンシップ企業等体験実習」、工学部の「ボランティア特別実習」等、6学部で合計9科目の授業が開設され、単位認定されている。

編入学への配慮として、既修得単位については、認定対象科目を各学部・全学教育機構の該当する授業担当者がシラバス等により調査し、教授会の議を経て単位認定している。

教育学部・教育学研究科においては、『「臨床の知」の実現—蓄積する体験と深化する省察による実践的指導力の育成』が、平成17年度文部科学省大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成GP）に採択され、教育理念である「臨床の知」に基づく学部カリキュラムを構築し、高度な専門性に裏付けられた実践的指導力のある教員の養成を図っている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化のために、平成18年度文部科学省現代的教育ニーズ支援プログラム（現代GP）に採択された「自ら学び、学び続ける人材育成の基盤形成」プロジェクトを推進し、授業時間外の学習促進による教育効果の向上を目指した補助・自学自習用e-Learningモジュール教材が整備されている。また、履修登録の上限設定が行われている。

さらに、授業評価では過半数の受講生が、「授業時間外学習の情報提供・指示が十分与えられた」と回答している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

科目の授業形態については、学則に基づいて、教育の理念・目標を踏まえ、各学部においてその分野の特性に応じた構成やバランスに配慮している。また、情報機器を活用した e-Learning の拡充、講義科目における双方向性のある授業・少人数クラスへの促進が、大学の方針として行われている。

教養科目の授業形態には講義とゼミナール（演習）がある。教養ゼミナールは、学部・学科を超えた学生が広く参加する、少人数クラスで実施されるテーマ別ゼミナールであり、4年間（又は6年間）を通じた課題探求能力育成の端緒となるもので、学生に受講を強く勧めている。

多様なメディアを高度に利用した授業として、授業のすべてを、ICT（情報通信技術）を利用した e-Learning で実施する EA (e-Learning All) 授業と、さまざまな学習支援が e-Learning で提供される EB (e-Learning with Blending) 授業がある。また、平成 16 年度に、全学的な e-Learning 教材の開発体制の確立を軸とする「信州大発“学び”のビックバンプロジェクト」、平成 18 年度に、広く ICT を活用して主体的学習の推進を目指すプロジェクト「自ら学び、学び続ける人材育成の基盤形成」が文部科学省現代 GP に採択され、その取組が全学的な e-Learning の拡充に貢献している。

工学部情報工学科では、平成 16 年度より、社会人を対象とする 3 年次特別編入生について、インターネット上で卒業に必要な単位の修得を可能とするインターネット大学を併設している。

専門科目においては、実験、実習、演習を重視しつつ、開講授業のバランスとしては講義形態の授業も含め全体がバランスよく開講されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

中期計画を踏まえ、開講されるすべての授業のシラバスが備えるべき必須条件を定めたシラバスガイドラインを基に、授業の目標、授業目標への達成法、授業目標への到達度で成績評価をすると明記することを基本として各学部及び全学教育機構でシラバスを作成しており、大学ウェブサイトにはシラバスを検索できるシステムを整備している。また、人文学部、理学部、医学部、農学部及び全学教育機構では冊子を作成し学生に配布している。

学生による授業評価では、シラバスの記載と実際の授業内容との整合性に関する質問項目で、8 割近い学生が、両者の整合性には問題がないと回答している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮・基礎学力不足の学生への配慮に関しては、全ての学部で担任制（1 年次生）がとられており、自主学習に関する相談体制と単位の修得状況のきめ細かい監視体制が整備されている。

自主学習促進のために、ICT を利用して、学内ネットワーク上で授業の予習や復習のための e-Learning 教材を提供している。

基礎学力不足学生への配慮として、英語科目において、ガイダンス時のプレースメントテストによって習熟度別クラスを編成している。また、数学の基礎である高等学校の数学Ⅲの内容について学習不足の学生を対象に「微分積分学Ⅰ」のための接続教育を実施している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-4 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1 ① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、学則に基づき、試験、レポート及び平素の学習状況等から総合的に判断して、優、良、可及び不可の4段階を設定し、優、良、可を合格としている。卒業認定基準は、学則に基づき、修業年限以上在学し、学部において定める授業科目を履修し、所定の単位数を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することとしている。それらを学部ごとに学生便覧等に明記するとともに、入学時、2年次進級時のガイダンスにおいても学生に周知している。

また、シラバスに成績評価の方法を記載しており、その書き方については、例えば定期試験5割、小試験3割、レポート提出2割といったように、判定基準の内訳を書くことが推奨されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-1 ② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

共通教育及び各学部における成績評価、単位認定は、授業形態の特性に応じて、教員個人の判断によって、試験、小テスト、レポート及び授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行っている。

学生は授業時間数の3分の2以上出席しなければ試験を受けることができないことが、共通教育の実施に関する要項及び各学部規程に明記されている。

各学部の卒業認定は、各学部の教授会の規程に基づいて、各学部の教授会における審議によって実施されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1 ③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生からの意見申立てについては、共通教育については、成績に疑義がある場合は1週間以内に全学教育機構に申し出るようにと学生便覧に明記しており、専門教育については各学部で同様に対処している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1 ① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院の教育課程は、大学院学則に基づき、各研究科において目的及び授与する学位を定め、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えられるよう教育課程を編成し、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っている。

例えば、経済・社会政策科学研究科では、「課題探求支援科目」、「地域課題支援科目」、「ツール獲得支援科目」及び「専門的視座獲得支援科目」の配置など、体系的な教育課程の編成がなされ、その展開のた

めの充実した指導体制が整備されている。

また、教育学研究科では、現職教員の専門性を向上させるための新たな問題志向型の大学院カリキュラムの開発や授業担当体制の再構成を図る「問題志向のコースワーク設計による人材育成―実践と研究の一体化による特別支援学校教員対象の大学院プログラム―」が、平成19年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行っており、授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになるよう、各研究科において授業科目の内容、単位数及び履修方法を定めている。

人文科学研究科における問題発見からプレゼンテーション（表現、社会的応用）までのプロセスを一貫して身につけるための少人数の総合演習や、経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻におけるフィールドワークと討論を重視した授業編成、工学系研究科における高度な専門知識の養成あるいはプレゼンテーション能力の育成等を考慮した授業科目の編成、総合工学系研究科における研究機関における実務訓練をする学外研修など、研究科ごとに固有な教育目的達成のために、教育編成上の種々の工夫がなされている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

大学院の授業科目の内容には、基本的に各教員の研究活動の成果が反映されている。教員は活発な研究活動を行っており、その研究成果は着実に蓄積され、直接・間接的に授業の中で教科書、参考書、あるいは授業用資料として活用されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科において、ガイダンスで履修指導を行い、学習・研究に応じた指導体制をとっている。基本的に少人数による教育であり、十分な予習、復習時間が取れるよう配慮している。また、院生室を設置し、情報機器を備えた自習室として使用できる環境を整えるなど、学生の自主研究の向上のための環境整備を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻は、夜間大学院であり、授業は、平日（火曜から金曜）は、18時から21時10分までの2コマとなっており、土曜日は、10時40分から17時50分（昼休みを含む）の4コマとなっている。

教育方法の特例を実施している農学研究科を除く研究科でも、学生が指導教員の合意を得て、授業又は研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講できるようにしている。時間帯は、夜間は平日の18時からとし、休日は原則として土曜日に開講する。また、職業を持つ社会人学生を対象に計画的な長期在学・履修により就学の便宜と授業料の軽減を図る長期履修学生制度を設けており、平成19年度は、人文科学研究科2人、経済・社会政策科学研究科32人、工学系研究科88人、総合工学系研究科16人が利用している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

各研究科においてはそれぞれ教育の目的を達成するために学習指導法の工夫を実践している。基本的に講義と演習又は実験・実習がセットとなっており、ほとんどの授業が少人数による学生と教員の双方向の授業であり、メディアを高度に利用した授業も多く開講されている。

人文科学研究科では、討論を主体とした授業やフィールドワークを取り入れた授業が行われており、心理学・文化情報論等の分野の授業の多くでは情報機器を活用した情報処理や統計、あるいはプレゼンテーションを取り入れた授業が展開されている。

教育学研究科では、チームによる指導体制を特徴とする教育プログラム「授業研究アリーナで共創する『臨床の知』」が、平成19年度文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択されている。

経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻では、少人数で討論を重視した授業「個人課題研究ワークショップⅠ・Ⅱ」の履修をすべての学生に事実上義務付けており、フィールド・スタディも行われている。また、「双方向ワークショップ型地域作り社会人教育」プログラムが、平成19年度文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択されている。

工学系研究科においては、講義科目では専攻で共通的に高度な専門教育を行い、演習、実験科目では主に研究室を単位として少人数で、教員との双方向及び学生相互のコミュニケーションも活かした教育を行っている。また、この中では学内外での研究発表、プレゼンテーションも積極的に行っている。工学系研究科情報工学専攻では、平成14年度にインターネットを介した学習と論文指導によって修士の学位取得を目指すインターネット大学院を開設し、勤務などの都合で通学が困難な社会人が高度な知識習得とスキル向上を実現するために、自分の都合のよい時間にいつでも学習できる環境を提供している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスガイドラインを基に、全ての研究科において授業の目標、授業目標への達成法、授業目標への到達度で成績評価をすると明記することを基本としたシラバスが作成され、冊子又は大学ウェブサイトでの検索システムにより学生に周知されている。学生は、記載事項を参考に受講科目を選択するなどシラバスを活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究指導は、大学院学則及び各研究科規程において、学位論文の作成等に対する指導として行うこととしている。各研究科では、大学院学則及び各研究科規程に従って研究指導教員を定め、研究指導教員による関連する講義科目、特別演習やゼミナール、特別研究や特別実験・実習等により、適切な研究指導が行われている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

複数教員が協同して研究指導にあたる体制が各研究科でとられており、研究テーマの決定についてもきめ細かな指導体制が取られている。

また、平成18年度はTAに658人、RAに81人採用し、学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供又は研究活動の効果的推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者として研究遂行能力の育成を図っている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る指導については、ほとんどの研究科において複数指導教員の指導による論文指導体制が整備されている。また、学位論文の作成に役立つ授業科目等を研究科ごとに開講し、指導教員がきめ細かく論文作成指導にあっている。研究科によっては、中間研究発表会やシンポジウムにおける発表等により多数の教員からの指摘・指導を受ける体制を取っている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、大学院学則において、優、良、可及び不可の4段階を設定し、優、良、可を合格とすると定められている。修了認定基準は、修士課程、医学系研究科博士課程及び総合工学系研究科博士課程の修了要件を大学院学則に定めているほか各研究科において所定の単位数を策定している。また、研究科ごとに成績評価基準や卒業認定基準を学生便覧等に明記するとともに、学生全員に配布し、入学時等のガイダンスにおいても学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科における成績評価及び単位認定は、発表の内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行われている。

また、成績の判定は、シラバスの「授業のねらい」で示された目標の到達度で判定することがシラバスガイドラインに明記され、基本的にそれに沿った方法で行われている。

各研究科の修了認定は、大学院学則の定めのとおり、各研究科委員会の審議により、それぞれの研究科規程に基づいて行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査については、大学院学則の定めに従って、各研究科において3人以上の複数の教員からなる審査委員会体制を構築し、厳格で明確な審査基準に基づいて論文審査及び筆記又は口頭による最終試験を行っている。また、その審査報告も義務付けられている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価基準がシラバスに明記されており、また、学生からの成績に関する意見申立てについては、基本的に指導教員が対応することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

法曹法務研究科の教育課程は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するように、授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4系統の科目群に編成した上で、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類を行っている。また、3年9学期制を採用し、基礎から段階的、反復的、科目横断的な教育を行うとともに、理論的教育と実務的教育の比重を考慮し、法律基本科目の理論的教育の後に実務基礎科目の教育を行い、さらに実務基礎科目を踏まえて理論的發展が可能となるように各授業科目の学年配当を行っている。さらに、学生が目指す法曹像に応じた履修モデル及び各分野の履修フローチャートを明示して、学生が計画的に履修できるよう配慮している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

法律基本科目として開講されている各授業科目は、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を有している。実務基礎科目は、法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的知識を習得させ、法律実務に携わることへの導入を図るためのものである。基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に関する理解の視野を広げることに寄与する科目である。展開・先端科目は、応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目として配置されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各授業を担当する教員は、各専門分野に関して、教育・研究上の業績を有し、授業内容も、現在の学説・判例・実務の到達点を示す内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

法曹法務研究科においては、単位の実質化のために次のような配慮を行っている。①履修科目登録単位数の上限設定によって、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保されている。②法科大学院学習支援システムを利用して、学生に対して、関係資料の配布、予習事項・復習事項の指示等を行うことができ、学生が事前事後の学習を効果的に行うことができる。③自習室および図書を整備により、授業時間外における自習を行いやすい環境が、一定程度整えられている。④研究室で教員が個別に学習相談に応じるオフィスアワー及び講義室で教員が単独又は複数で質問等に対応するクラスアワーによって、授業時間外の自習に対して教員が援助する体制が整備されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが求められている。

そのため、法曹法務研究科の教育課程は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4系統の科目群によって編成されている。

学生はまず、法律基本科目によって、法曹に共通して求められる基礎的素養と能力を修得する。次に、実務基礎科目によって、法曹実務家としての基礎的実務能力を修得する。そのため、実務基礎科目として「法曹倫理」、「民事裁判実務の基礎」、「刑事裁判実務の基礎」等が開設されている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

学生定員は各学年40人であり、少人数教育を実現できていると考えられる。

1年次に配当される法律基本科目から、双方向・多方向的な教育を取り入れた授業を実施している。これによって、専門的な法知識の確実な修得とともに、批判的な検討能力、創造的思考力、さらには事案に即した具体的な問題解決のための法的分析能力・議論能力の育成が可能となる。

実務基礎科目である「民事裁判実務の基礎」、「刑事裁判実務の基礎」、「民事裁判実務」において、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生を参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容を有する「模擬裁判」が行われている。

平成19年度以降、「ロークリニック」という授業科目が開講されている。これは、全15回講義中、当初4回分をいわゆるローヤリングにあて、それを踏まえて第5回以降の講義では、エクスターンシップとして県内各所の法律事務所で、弁護士の指導監督の下に事件や法律相談の実際に立ち会い、具体的事例に則して法律相談の実践的技法等を学ばせる科目となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全授業科目について統一形式のシラバスを作成し、各科目について講義の形式、講義の目的、講義の位置づけ、履修上の注意、教科書・参考文献を提示している。また、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うには、学生が主体的に十分に予習を行うことが前提となり、全15回の授業内容を詳細に記述し、予習事項を指示している。法曹法務研究科においては、厳格な成績評価を行っているが、成績評価の基準と方法をシラバスに明示することにより、授業時間外の学習を効果的に行えるようにしている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価の準則、進級要件及び修了要件は、学生便覧に掲載されており、成績評価の方法については、シラバスにも掲載し、学生に周知されている。成績評価が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われるように、成績評価の基準として、成績のランク分け、各ランクの分布のあり方についての方針が設定され、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されている。

平成19年度に、成績評価の準則、進級要件及び修了要件を改正した。成績評価の準則については、成績評価をさらに厳格化するため、80点以上の点を得る者が成績上位おおむね25%までに限定されることとなった。また、修了及び進級要件については、厳格な成績評価を実施することを前提として、修了試験及び進級試験を廃止した。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価の準則に従って成績評価、単位認定及び修了認定等が行われることを確保するために、成績評価について説明を希望する学生に対してはその機会を設けている。

また、筆記試験採点の際の匿名性を一定程度確保する、成績分布に関するデータを教員間で共有する、各授業科目の成績分布に関するデータを学生に開示する方策を採っている。

これらのことから、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に関して説明を求める学生からの申立書を学務委員会で受理し、当該教員に回答を求め、その回答を学生に通知する成績不服申立制度を設けている。

また、筆記試験採点の際の匿名性を確保するために、綴り穴で解答用紙を綴ることにより、学生の氏名・学籍番号等を見ないで採点できる体裁の解答用紙を採用している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成16年度に「環境マインドをもつ人材の養成」プロジェクトが文部科学省特色GPに採択され、活動の1つとして、教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、その維持・改善の実践的な活動を通じて、5つの主要キャンパスすべてがISO14001の認証を取得している。
- 国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ」では、番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指しており、平成19年度から教養科目の「知の継承と発展」の科目として「放送番組制作ゼミ」を開講している。
- 教育学部・教育学研究科における『「臨床の知」の実現—蓄積する体験と深化する省察による実践的指導力の育成』が、平成17年度文部科学省教員養成GPに採択され、教育理念である「臨床の知」に基づく学部カリキュラムを構築し、実践的指導力のある教員の養成を図っている。
- 平成16年度に「信州大発“学び”のビックバンプロジェクト」、平成18年度に「自ら学び、学び続ける人材育成の基盤形成」プロジェクトが文部科学省現代GPに採択され、その取組が全学的なe-Learningの拡充に貢献している。
- インターネット大学及びインターネット大学院を設置し、社会人が働きながら学ぶことのできる環境を提供している。
- 教育学研究科における「問題志向のコースワーク設計による人材育成—実践と研究の一体化による特別支援学校教員対象の大学院プログラム—」が、平成19年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択されている。
- 教育学研究科における「授業研究アリーナで共創する『臨床の知』」及び経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻における「双方向ワークショップ型地域作り社会人教育」が、平成19年度文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、大学の理念・教育目標に沿って、共通教育の目的、各学部、研究科において理念・目標又は研究科規程の目的の中に明示するとともに、中期目標・中期計画にも明示している。

その達成状況の検証・評価の取組として、教学担当副学長を中心としたスタッフ組織及び各学部・研究科において満足度調査等を実施し、分析・検証を進めている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

単位修得の状況は、平成18年度後期の共通教育科目での単位修得率が教養科目、外国語科目等の授業分野別で88.5%から100%と幅はあるが、全体で95.3%であり相対的に高い割合を示している。また、平成18年度の学部別単位修得率は87.8~96.0%と高い修得率を示している。

共通教育課程から学部2年次に進級する際の要件を設けている人文・医学・繊維学部3学部の進級率は、それぞれ、93.6%、93.1%、96.2%である。

平成19年度の在学生数に占める留年生の割合は、学部では2.9%（農学部）~13.5%（人文学部）であり、研究科では1.2%（農学研究科）~32.8%（経済・社会政策科学研究科）である。

過去3年間の平均卒業率は、74.8%（人文学部）~93.2%（農学部）であり、過去3年間の平均修了率は、年度により著しく変動している経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻を除くと、52.3%（総合工学系研究科）~100%（医学系研究科修士課程）となっている。

教員免許を卒業時に取得した教育学部の学生は280人で、卒業生295人の94.9%にあたり、教育学部の教員免許取得を卒業要件にしていない学生においてもほぼ全員の学生が教員免許状を取得している。

現役卒業生の医師国家試験合格率は、平成16年度87.2%、平成17年度92.9%、平成18年度94.3%、平成19年度96.8%となっており、年々向上している。

また、平成18年度に初めての卒業生を出した保健学科の保健師、臨床検査技師及び理学療法士国家試験合格率は100%となっており、看護師（95.2%）及び作業療法士（93.3%）国家試験合格率も全国平均を上回っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成16年度からウェブを利用した学生による授業評価を毎年前期・後期ごとに行っており、集計結果によると、過去3年間の授業における探求の仕方・姿勢、知識や技術等の獲得については、「強く思う」「そう思う」の合計は、「講義」59.1～64.6%、「演習」64.3～75.6%、「実験・実習」77.2～81.2%、「そう思わない」「全くそう思わない」の合計は、「講義」12.8～15.4%、「演習」7.9～10.9%、「実験・実習」4.0～7.0%で授業形態により幅があるが、「どちらともいえない」の割合を考慮すれば、60～80%ほどの学生が教育効果があったと判断している。

平成18年11月から平成19年3月末にかけて全学教育機構により行われた共通教育の満足度調査結果において、学生は、「一般教養」や「情報処理（ITスキル等狭義）」、「批判的思考（クリティカルシンキング）」などが身に付いたと評価している一方、「外国語能力」については評価が低く、共通教育全体の総合満足度に関しては「どちらともいえない」と評価している。

専門教育の満足度調査は各学部で行われ、人文学部、教育学部、繊維学部がとりまとめた報告書から、学部の設定する教育目標に対する達成度はおおむね高いことが分かる。

これらのことから、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業後の進路の状況は、大学院等進学者が36.1%、就職者（臨床研修を含む）が57.1%、その他が6.8%という状況である。学部により大学院等進学者と就職者の割合に違いはあるが、その特性に応じた割合になっている。就職率も民間企業の採用拡大ということもあるが、学士課程全体で93.6%と高い割合を示している。就職先はサービス業、公務、農業など多岐にわたっており、大学全体としては製造業への就職が最も多い。教育学部では、教育、学習支援業への就職は167人（全就職者数に対する割合は74.2%）であり、全国の教育学部でも高い数字を示している等、様々な分野で活躍している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年2月に長期ビジョン策定に伴い、学外から当該大学がどのように見られているか、何を期待されているかを把握するため、企業、県内自治体及び県内高等学校に対してアンケートを実施した。その結果、当該大学の卒業生等に対して、「専門的な知識や技術のレベルが高い」、「実践的な技術や技能のレベルが高い」、「表現力、プレゼンテーション能力がある」、「論理的思考力がある」などの印象を持っている企業等も少なくない。

平成15年度に行った雇用主の卒業生（過去5年間程度）に対する人文学部の評価アンケートでは、「卒業生を採用してよかった」「どちらかといえばよかった」の回答が合わせて91%と高く、その理由もほとんどが仕事面での優秀さを指摘したものになっている。また、繊維学部のJABEE（日本技術者教育認定機構）認定学科では、卒業生や外部の人との懇談会を開催し意見交換を行っている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 現役卒業生の医師国家試験合格率は、平成16年度87.2%、平成17年度92.9%、平成18年度94.3%、平成19年度96.8%となっており、年々向上している。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部新生に対するガイダンスとして、全学オリエンテーション及び学部ごとの新生ガイダンスを実施している。新生ガイダンスにおいては、共通科目の履修方法等の全学生に係る共通事項のほか、卒業要件、専門科目の履修方法等学部、学科・専攻ごとの事項を説明している。また、教育学部以外の教職免許取得希望者に対しては、教職ガイダンスを実施している。各学部及び研究科においてもそれぞれガイダンスが実施されており、履修相談あるいは専攻等の決定に関する説明が行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習相談の機会や助言は、全学教育機構及び各学部において窓口を設置することにより対応している。教育学部、工学部、農学部、繊維学部の学生は1年次には共通教育の実施組織である全学教育機構が設置されている松本地区に通い、2年次以降はそれぞれの学部が設置されている地区に通うこととなっているため連絡体制を強化する必要があり、そのために全学教育機構の組織内に副担任を設け、松本地区と各学部の連絡体制を密にしている。

オフィスアワーの設定、担任制の導入、電子メールによる相談、各種委員会・センターへの相談等、すべての学部・研究科において学生が学習相談する場合の選択肢を複数用意している。さらにこれらの手段を、シラバス、学生便覧、大学ウェブサイト等で学生に周知している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

全学教育機構及び各学部への学生担当窓口の設置、「ご意見箱」の設置、満足度調査・授業評価等の各種アンケート、各教員のオフィスアワーの整備、カウンセラーが対応する「学生何でも相談室」の設置等により、学習支援に関する学生のニーズを把握している。

学長が直接、学生の生の声を聴き、大学運営の参考にするために学長オフィスアワーも実施しており、ここでも学生のニーズを把握することが可能になっている。大学全体の学長オフィスアワーは年間8回、学部単位の学長オフィスアワーは教育学部、工学部、農学部、繊維学部において年間各1回実施することとしている。提案された意見の中で学習支援に関して実現した事項として、教育学部において性教育講習

会を開催、環境マインドプロジェクトでの学生参画組織の実現（全学エコキャンパスの実現が目的）がある。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対する学習支援については、国際交流センターが日本語教育及び修学上の指導助言を行っている。

その他、教育学部では、特別な支援を行うことが必要と考えられる者に関して、受講上の問題がある場合には、授業担当者又は指導教員へ迅速に連絡し、協力して学習支援を行うよう努めている。経済学部ならびに医学部では、国際交流室を設置し、留学生の修学支援及び学生の海外留学相談等を行う留学生への学習支援を行っている。また、工学部では、1年次の障害のある学生に対して、全学教育機構と工学部学務委員会、当該学科間で連絡をとり対処しており、2年次以降についても学務委員を通じて各学科に配慮を依頼している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

全学教育機構において、PC室（開室時間は8時30分から21時）を2室整備しており、入学時にパソコンを所持していない学生でも自主学習を行いやすい環境を整えている。高年次生に対しても各学部でPC室を整えている。また、純然たる自習室として確保してある教室は少ないものの、講義を行っていない教室を開放している。

附属図書館では、松本合同・教育学部・工学部・繊維学部の各図書館の閲覧室の整備を平成16年度から17年度にかけて行っている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の生活支援は、平成18年度に設置した学生総合支援センターにおいて実施している。

学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図り、平成16年度にパンシヨップコーナーの設置、課外活動施設の電気設備と屋根の改修、アーチェリー場の改修、平成17年度にあづみホール（学生食堂）にトイレの新設、全学教育機構第1体育館の外壁改修を実施して、課外活動施設の整備を行っている。また、地域社会と学生との交流を一層深めるため、学生総合支援センターのウェブサイトで学生のサークル活動状況を紹介している。さらに、地域の方々と学生との交流活動が教育的視点から重要であると判断し、平成18年度において近隣の市町村に出向き、その活動状況を紹介するとともに、老人ホーム、敬老会、一般企業等が計画する各種イベント参加などに対する窓口支援を行っている。

サークル活動に対する表彰制度の整備・充実の一環として、平成16年度に学長賞及び功労賞を新設し、学生表彰を実施している。

学生総合支援センターに学生のボランティア担当窓口を設置し、NPO、NGO等との連携を図りつつ、学生を積極的に支援する体制を構築する一方、ボランティア活動に関わる物品購入経費を援助し、さらにボランティア活動の場所を、学生の自主組織に提供している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の生活相談は、学生総合支援センターにおいて実施している。学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる専任の担当者を窓口配置し、平成18年度においては192件の相談があった。また、新入生に対する「在学生による何でも相談窓口」を平成16年度から毎年実施している。

健康相談については、健康安全センター（松本地区以外の学部の保健室を含む）において、内科医及び精神科医による診療その他必要に応じて専門医の診療、カウンセラーによるメンタルヘルス相談並びに保健師などによる健康相談を実施する体制が整備されている。

キャリア・サポートセンターは、就職相談、合同企業説明会の開催、就職セミナーの開催、求人票の獲得及び管理、就職活動ガイドブックの発行、キャリア教育及びキャリア形成に関する業務を行っており、各学部と連携し、学生の就職活動の支援にあたっている。平成18年度における就職相談は1,232件あった。

各種ハラスメントについては、イコール・パートナーシップ委員会が相談にあたっている。ハラスメント、差別・人権などに関わる疑問や問題があれば、同委員会に電子メールを送るか、委員に相談することができる体制になっている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズについては、学生総合支援センターが把握し、各学部の学務係と連携しながら、学生の生活支援にあたっている。その他、各学部の学生担当窓口業務、「ご意見箱」の設置、満足度調査等の各種アンケート、各教員のオフィスアワーの整備、「学生何でも相談室」の設置などの方法で学生のニーズの把握に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に関する業務を担当する組織として、国際交流センターが設置されている。また、留学生の居住確保のために国際交流会館を松本市と長野市に整備している。

国際交流センター窓口においては、相談に来た留学生に助言を行っている。全学教育機構窓口及び各学部窓口でも対応し、必要に応じて国際交流センターへの連絡、紹介を行っている。

農学部と繊維学部では教員及び一般市民からなる「留学生支援の会」を設置し、留学生の生活を支援している。

障害のある学生に対する支援としては、施設などにおいてはエレベーター、スロープ、自動ドアの設置などの配慮を行っている。

また、発達障害等の専門的ニーズの高い学生の支援までを含む総合的な学生支援の取組「個性の自立を《補い》《高める》学生支援」が、平成19年度文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）に採択されている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生総合支援センターでは、奨学金に関するガイダンスを行っており、毎年多くの学生が参加している。さらに、随時各種奨学金の紹介を行っている。平成18年度の日本学生支援機構の奨学金受給者は延べ1,256人、その他の奨学金受給者は68人である。

入学料及び授業料の免除については、各学部に応じ込まれたものも含め、学生総合支援センターで取りまとめ、最終審査、判定を行っている。平成18年度の入学料免除者は全額免除者18人、一部免除者38人、授業料免除者は前期全額免除者404人、一部免除者514人、後期全額免除者345人、一部免除者618人である。

また、4つの地区に8学寮（松本地区に4学寮、長野地区に2学寮、伊那地区、上田地区に各1学寮）を設置しており、合計1,052人を収容可能である。1ヶ月あたりの寄宿料は、700円又は4,300円であり、寮費（光熱水費等）は地区により約6,000円～20,000円となっている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ボランティア活動に関わる物品購入経費を援助し、あるいは、学生の自主組織にボランティア活動の場所を提供するなどして、学生のボランティア活動に積極的な支援をしている。
- 「個性の自立を《補い》《高める》学生支援」が、平成19年度文部科学省学生支援GPに採択されている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーションへの配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、松本キャンパスが 258,126 m²、長野（教育）キャンパスが 71,047 m²、長野（工学）キャンパスが 68,161 m²、南箕輪キャンパスが 527,639 m²、上田キャンパスが 125,305 m²となっている。また、各キャンパスの校舎等の面積は、計 323,223 m²となっている。各キャンパスは、講義室、研究室などの教育研究に必要な施設や、その他必要な設備を整えている。教室稼働率は、ほとんどの学部が 50%を下回っている。

主要キャンパスが 5ヶ所に分かれており、学生が複数のキャンパスにおいて授業を受けることが困難であるという問題があるが、5キャンパス間を結ぶ SUNS（信州大学画像情報ネットワークシステム）が整備されており、遠隔講義などに利用されている。

附属図書館は、松本合同図書館、教育学部図書館、医学部図書館、工学部図書館、農学部図書館、繊維学部図書館の 6館で構成されている。附属図書館について、施設・設備の充実を望む学生からのアンケート回答が寄せられており、要望に応え、松本合同図書館では閲覧室及び自修室の空調設備の設置、照明の増設、ブラインドの更新、自動貸出装置の設置などにより学習環境を整備し、農学部図書館では老朽化した空調設備を更新し、工学部及び繊維学部図書館ではトイレ改修など身障者対応整備の措置がなされた。また、利用者の利便性を高めるため、年次計画で各図書館に自動貸出装置を導入し、松本合同図書館では自動貸出装置及び無線 LAN を更新した。

各キャンパスにおいて、これまでに順次、エレベーター、身障者用トイレ、自動ドア、スロープを設置し、バリアフリー化を進めてきた。平成 19 年度は、法人本部棟玄関へのスロープ設置、教育学部管理校舎の身障者用エレベーター及びトイレ、自動ドア、スロープの設置を行った。

また、平成 20 年度以降については一層のバリアフリー化を進めるために、各キャンパスのバリアフリー対応施設マップ及び次期中期目標期間も含めたバリアフリー施設整備計画を策定した。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報ネットワークについては、総合情報処理センターにおいて適切に整備され、また、利用者に対して

も利用に必要なサービスの提供を行っている。全学教育機構及び各学部には学生が利用することのできるPC室を整備しており、一般教室でも無線LANが整備されている。e-Learning用プラットフォームとしてe-ALPSが導入されており、学生への連絡、学生間のコミュニケーションなどのe-Learning以外の目的でも多くの授業で活用されている。特に、教育及び学生の自主学習などに利用される情報ネットワークシステムは、この2年間に急速に整備され、平成14年度にはインターネット大学院が、平成16年度にはインターネット大学が開設された。

授業での活用についても、情報ネットワークシステムは講義ノート、レポート採点などに積極的に活用されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

全学的な施設の有効活用の促進、全学共通利用スペースの確保、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的として、施設の有効活用に関する規定を定めている。この規程は学内ネットワークにより構成員に周知されている。

附属図書館では新入生を対象としたガイダンスを開催するほか、求めに応じて新入生ゼミナールのクラスごとに図書館ツアーを実施している。また、電子ジャーナル、データベースなどについて個別の利用説明会を随時開催するとともに、これらの情報を図書館ウェブサイトに掲載し周知している。

図書館の利用案内は、毎年3,000部程度を印刷して新入生オリエンテーション時に全員へ配布しているほか、新任教職員研修時や学外利用者などにも配布している。内容は新入生向けとなっているが、各学部図書館へも必要部数を配布している。

このほか、主に電子ジャーナルやデータベースに関する情報を逐次図書館ウェブサイトに掲載するとともに、必要に応じて「図書館ニュース」を電子メールで配信し、図書館ウェブサイトへ掲載しており、さらに教職員へは電子メール・ニュース配信により周知を図っている。

全学教育機構では、新入生ガイダンスの中で、キャンパス情報システム、e-Learningシステムなどの設備利用に関するガイダンスを行い、併せて説明ビデオの上映を行い、周知している。また、履修案内に自習室、e-Learning施設・設備の運用を記載し、学生に配布している。

学部においても、各施設・設備の運用に関する方針は利用規則、申し合わせ等を規定しており、それらは大学ウェブサイトなどで周知されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館の開館時間については、平日は、松本合同、工学部、農学部、繊維学部は9時から20時まで、教育学部及び医学部は9時から21時までであり、土曜日は、10時から16時までである。日曜日は、松本合同図書館のみ10時から16時まで開館している。松本合同、工学部の各図書館では試験期に時間延長を実施しており、医学部図書館では機械対応により24時間利用を実施している。

平成18年度末の蔵書数は、和書800,906冊、洋書372,244冊である。

平成16年度～平成18年度の図書館の平均貸出実績は、貸出者数42,804人、貸出冊数73,191冊であり、学生一人あたりの貸出冊数は6.29冊となっている。

平成15年度から3年計画で電子ジャーナル等導入計画を推進し、教育研究環境の整備を図った。また、

平成 18 年度以降の導入計画を検討し、これに係る経費の予算措置を平成 18 年度電子ジャーナル経費 8 千万円として共通経費化を実現している。さらに、学習環境の向上のため、平成 17 年度から学生用図書購入費 5 千万円（授業料の 1 %）を共通経費として確保し、各図書館の図書の充実に当てている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 分散キャンパスの不利をカバーするため、遠隔授業ネットワークや ICT 利用教育システムを導入し、有効に活用している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学務情報システムにより、開設した授業の受講者数を科目別、所属学科別等にデータを収集し、データベース化している。毎年度実施される学生による授業評価のデータも蓄積され、利用できる状況になっている。

その他、人文学部では、すべての教員がそれぞれの教育の実績が詳細に記された個人調書を提出している。医学部医学科では、医師国家試験の合格率の更なる向上のため、毎年の国家試験合格否等のデータ及び全学年の学生の成績を定量的に評価・分析し、教育方法の改善などに活かしている。また、農学部では、全開講科目で配布した講義資料を学科、専攻ごとに収集している。さらに共通教育講義科目、学部の学生実験、大学院講義については記録ノートも作成している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

毎年度2回ずつ学生による授業評価を主にウェブを利用して実施している。具体的には学生がウェブ上に用意されている評価のページにアクセスし、アンケートに答える形式であるが、回答率の向上に向けて更なる工夫が期待される。

授業担当教員は評価終了後に同じくウェブで自らの授業の評価を閲覧することができ、自由記述に対しては回答をすることもできる。共通教育の授業科目に関しては、教員の回答が義務付けられている。

授業評価では発言しにくい意見、不満に対しては「ご意見箱」を設置するなどの方法により、恒常的に学生の意見の聴取を行っている。意見・不満に対しては、例えば授業担当教員を呼び出して事情を聴くなど、その都度対応している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学部により方法は異なるが、学外関係者の意見を随時聴取している。在学生及び卒業生に対する満足度調査、就職先の雇用主に対する卒業生に関するアンケート、外部有識者に対するアンケート、国際外部評

価等を実施している。医学部医学科では、地域医療の中心にある中核病院院長と懇談し、医学部の教育に対する意見を聴取している。

また、正規学生のために開講されている授業を一般市民にも開放する「市民開放授業」を実施しているが、市民受講生へのアンケートや座談会などによっても授業に関する意見を聴取している。

聴取した意見は報告書にまとめ、意見の分析を実施している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

当該大学では、学生による授業評価から問題点等を収集し、教育の質の向上及び改善に結びつける活動は、学部が責任を持って対応している。具体例として、農学部ではFD委員会により、「学生による授業評価に対する教員アンケート」を実施して、教員の改善状況を報告させることを通して、教育の質向上を図っている。その1つの成果として、学科ごとカリキュラムの改善やより専門性を重視したコース制の導入を行い、教育体系に反映させている。

さらに、教学担当副学長を中心に教育改善検討チームを組織し、全学的な視点で問題点等を収集・抽出、教育課程内容の質の向上、改善及び中期計画の全学横断的執行を行うこととしており、成績の5段階評価の導入、e-Learning センターの設置、ICTを活用した取組及び「複数分野の科学マインドと課題解決のための能力基盤を持つ人材を養成する教育プログラムの創出」の推進等を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価によって改善された例としては、教科書の変更、プリントなどの適宜配布、授業内容の精査、学生の理解度の確認、スライドの充実などがあげられる。

理学部では共通の教科書を作成して内容の改善に努めている。評価に対する対応をe-ALPS上で公表するなど、e-ALPSを積極的に利用する教員も多い。

繊維学部のJABEE認定学科（機能機械学科、精密素材工学科）では、JABEE認定基準に則して評価を行い、その結果に基づいて学科独自で継続的改善を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

教育の質の向上や授業の改善のため、全学教育機構組織内に設置されている高等教育システム開発部が全学的FDの研究開発に当たり、FD研修合宿を開催している。平成18年度は、確かな教育成果を上げることのできる授業・教育のあり方を考えることを目的として1泊2日で行われ、学長、教学担当副学長、全学共通機構長等、計30人が参加した。当該大学では、FDを狭い意味での教育活動、教育改善に限定し

ておらず、広く教員の教育・研究能力の啓発と向上に資するべきものと位置付けている。全学的には教育GP等プロジェクトの公開審査、教職員及び学生を対象とした環境マインド内部監査委員養成講座、精神科医による学生のメンタル・ヘルスに関する講演会等が行われている。

また、工学部におけるベストティーチャー賞受賞者によるFD講演会、理学部における外部講師によるFD講演会、教育学部における教員養成フォーラムの実施、経済・社会政策科学研究科経済・社会政策科学専攻における地域社会イニシアティブフォーラム等、各学部でもFDが実施されている。

さらに、「学び方」と「社会人スキル」の教育に定評のある英米2大学に教職員を派遣する「英米大学に学ぶ社会人基礎力教育プログラム」が、平成19年度文部科学省大学教育の国際化推進プログラムに採択されている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD合宿研修等においてe-Learningに関するFDが実施され、e-Learning利用科目は平成16年度147科目、平成17年度387科目、平成18年度479科目と増加しており、e-Learningを活用する教員が年々増加していることが分かる。また、平成18年度には「自ら学び、学び続ける人材育成の基盤形成」が現代GPの採択へとつながっている。これらの取組を推進する中で、単位の実質化等による教育の質保証に向けて、コンテンツ開発、教育手法開発と全教職員への講習会の開催や情報提供を適宜実施している。

これらのことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

技術職員に対しては、教育研究系技術職員研修が行われており、平成18年度は35人の参加があった。

TAに対しては、教育改善チームにおいて、TA研修ガイドラインの策定作業中である。TAは全学教育機構及び各学部において適宜採用し、活用しており、資質の向上を図るための取組も学部ごとに行われている。

例えば、理学部では、外部から講師を招いて教育活動の向上を図るためのセミナーを開催し、TAも積極的に参加するよう周知している。

また、医学部医学科では、OSCE（客観的臨床試験）に参加するSP（模擬患者）に対して、定期的に研修会を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組がおおむね適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「英米大学に学ぶ社会人基礎力教育プログラム」が、平成19年度文部科学省大学教育の国際化推進プログラムに採択されている。

【更なる向上が期待される点】

- 学生による授業評価を行い、その結果を授業の改善に活用しているが、回答率の向上に向けて更なる工夫が期待される。

基準10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準10を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-1① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産 89,199,385 千円、流動資産 10,045,826 千円であり、合計 99,245,212 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 36,401,207 千円、流動負債 10,674,759 千円であり、合計 47,075,967 千円である。

なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 29,028,452 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-1② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの3年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-1① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-1② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用40,192,043千円、経常収益41,815,181千円であり、経常利益1,623,138千円、当期総利益が1,226,192千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、各年度において予算配分方針を定めるとともに予算書を作成し経営協議会、役員会の議を経て学長が予算配分方針を決定している。

また、各学部の予算配分に当たっては、各学部の事業計画が円滑に進められるように、教育・研究経費の内容を考慮し、理工系、医系、文系等が実際に必要となる教育・研究経費の違いを考慮した予算配分を実施するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、会計規則及び内部会計監査実施規程等に基づき、学長から命じられた職員が監査員として、独立性を持って監査を実施し、監査員が内部監査結果を学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

大学の管理運営のための組織については、学長が定めた担当業務を理事6人及び副学長3人が責任をもって執行するという、学長補佐体制が整備され、それぞれの職務を行っているほか、部局長を置き、部局組織の長として業務執行に参画している。

また、国立大学法人法が定める役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いて、管理運営のための機能を果たしている。さらに、学長、理事、副学長、各学部長、全学教育機構長、法曹法務研究科長、医学部附属病院長等で構成される当該大学独自の拡大役員会を設置し、学部等の意向を反映させるとともに、役員会と部局及び部局間の連絡調整を行うことにより、円滑な業務執行に寄与している。

事務組織については、法人化前の事務局長をトップとした体制を排除し、学長、理事、副学長又は部局長の直属の組織として位置付け、理事等が担当業務を執行するために、理事等からの指揮命令システムにより、理事等を直接支援する業務執行組織（事務組織）を構築し、437人の事務職員を配置し、管理運営等の業務を行っている。業務施行組織の規模については、機能強化する業務と改善合理化する業務について検討し、基本的には法人化前の人員を若干削減して配置するとともに、削減により抛出された人的資源を使って、大学の目的のうち、学長が定めた重点的施策を実行するため、学長室、広報・情報室、健康安全室、研究推進部、学務課、学生支援課、入試課等に対して新たな人員を重点的に配置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

経営協議会や教育研究評議会の意向を踏まえつつも、業務執行の最終的な権限と責任を有する学長が様々な状況下でリーダーシップを発揮しうる体制を確立するため、役員会を設置している。

また、学長室、戦略企画室、学長補佐、拡大役員会、各種委員会を設置し、学長の意思決定を補佐するとともに、大学の目的を達成するための諸課題その他経営戦略面について、学長に対して必要な提案を行う体制を整備している。これら独自の組織からの様々な提案等について、学長の判断により実施する場合は、役員会の議を経て、役員会の共通認識の下で担当業務の執行に責任を持って当たることとしている。

さらに、従来の委員会組織を打破し、事案に対して、より効率的、機動的に対応するため、教員を含めたスタッフ組織として、産学連携推進本部や評価・分析室等が設置されている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズを把握する方策として、学内に「ご意見箱」を設置して、広く意見・要望等を把握しているほか、学長オフィスアワーを設け、環境マインドプロジェクトへの学生の参画や、学生寮・生協前広場の改修、教育学部食堂の改修等、大学の管理運営に反映させている。

教職員のニーズについては、学内の主要な場所に「信大意見・提案箱」を設置している。大学の運営等について意見、要望、提案等を書面にて提出を受けるとともに、学内向けウェブサイトに掲載して、電子メールによっても意見を受けている。意見・要望等を基に、学生・教職員参加の「松本キャンパス一斉環境美化デー」の実施（平成18年度は3回実施）や事務処理改善等に活用している。

各学部の教職員に対しては、学長懇談会を実施し、重要な課題について意見を聴取し、管理運営に反映させている。

学外関係者のニーズについては、経営協議会において外部委員から管理運営等に関する意見等を得ており、県内高等学校教育関係者との連絡協議会や地域住民代表との懇談会の開催等様々な機会を設け意見や要望等の把握に努めている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき、監事2人が置かれ、法人の業務を監査している。監事監査の目的、対象、監事の基本的姿勢、監査事項、方法等を明らかにするため、監事監査規程及び監事監査実施細則を定め、各年度の監事監査計画により定期監査及び臨時監査を実施している。

また、監事監査を適正かつ効率的に運営するため、必要な事項を協議するとともに、監事相互の連絡調整を行うことを目的に監事会を設置し、月に2回の頻度で開催して、監事相互の意見や情報の交換を密に行っている。監事監査の支援は内部監査室が行うこととし、効率的な監事監査の支援体制を整備している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の研修について、その目的や実施計画の策定等を職員の研修に関する規程に定め、それにより研修の実施や研修への参加を積極的に行っている。

平成18年度に学内で実施した研修実績については、新任教員研修及び新任職員研修を始め、部課長を対象とした管理職（部課長）研修、財務会計系職員を対象とした会計研修等11の研修が開催され、のべ263人の参加者があった。また、外部で実施した研修への参加状況は、社団法人国立大学協会、人事院関東事務局、文部科学省等が主催する18の研修及びセミナーに、のべ34人の職員が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断す

る。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の管理運営に関する中期目標の基本方針として「学長を中心とした機動的な運営体制の確立と学外者の参画による幅広い視野からの大学運営を推進する」ことを掲げ「運営体制の改善に関する目標」としている。この方針を踏まえ、大学の組織、運営等に必要な関係規則等を整備するとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限を文書として明確に示し、大学ウェブサイトの規程集に掲載している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の理念・目標、中期目標・中期計画については、大学ウェブサイト上に掲載され自由にアクセスできるシステムを構築している。また、大学の活動状況についても、「ニュース&トピックス」、「イベント情報」、「入試情報」、「研究者総覧」などに、教育研究活動等の情報データとして蓄積するとともに、大学ウェブサイトのトップページからそれぞれの情報にアクセスできるようになっている。

また、国立大学法人評価への対応のため、平成 16 年度に各年度計画の進捗状況の把握・学内への公開及び実績報告書作成ができるように「年度計画進捗状況管理システム」を構築し、運用・学内への公開を行っている。

さらに、平成 16 年 4 月から夏季休暇及び年末年始休暇を除き、毎週、前の週の学内の話題、行事予定等を全教職員に電子メールで「週刊信大」の名称で提供しており、学内の現状や新たな取組等の情報が把握できるようになっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の活動の総合的な状況については、平成 14 年度に財団法人大学基準協会の加盟判定審査を受けるため、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価を実施した。また、独立行政法人大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」、「教養教育」、「研究活動面における社会との連携及び協力」及び「国際的な連携及び交流活動」の試行的評価の際も根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価を実施している。

さらに、国立大学法人評価の一環である各年度計画に対する業務の実績評価においても、「年度計画進捗状況管理システム」により各年度計画の進捗状況を把握し、実績報告書を作成している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果の公開に関しては、『信州大学点検・評価報告書』を学内に配布し、CDにして文部科学省や国立大学などの関係機関等へ送付するとともに、大学評価情報調査分析室（現評価・分析室）のウェブサイトに、独立行政法人大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価の評価結果とともに掲載し、公開している。

また、年度計画に係る業務の実績報告書は、学内への配布及び大学ウェブサイトへの掲載により、公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該大学が実施した自己点検・評価は、それぞれ財団法人大学基準協会、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び国立大学法人評価委員会という第三者による検証を目的として行ったものである。また、その検証等の結果は、自己評価書等とともに大学ウェブサイトで広く公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

評価結果は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告するとともに各部局へ通知し、そこで把握された問題点等があれば、方策等について検討し、改善を実施する仕組みになっている。

評価結果を改善に結び付けた事例を挙げると、財団法人大学基準協会から勧告を受けた図書館（松本合同・教育学部・工学部・繊維学部）の閲覧室座席数については、平成17年度までに基準値を満たす座席数の確保を行った。また、独立行政法人大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価の結果から、教養教育の実施体制及び国際交流の全学的実施組織の一層の充実が必要と判断し、共通教育の研究開発・企画実施組織として全学教育機構を設置する一方、留学生だけでなく研究者交流や国際貢献・協力連携等の推進を図る全学組織とすべく、留学生センターを国際交流センターへと改組した。さらに、平成16年度計画評価の結果から、法科大学院の虚偽申請問題における設置認可申請体制の不備が指摘されたため、設置認可申請に先立ち事前に全学的立場から審査する設置認可申請審査委員会を設置した。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 信州大学

(2) 所在地 長野県松本市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部，教育学部，経済学部，理学部，
医学部，工学部，農学部，繊維学部

研究科：人文科学研究科，教育学研究科，経済・
社会政策科学研究科，工学系研究科，農
学研究科，医学系研究科，総合工学系研
究科，法曹法務研究科

関連施設：全学教育機構，健康安全センター，総
合情報処理センター，地域共同研究セ
ンター，国際交流センター，ヒト環境
科学研究支援センター，山岳科学総合
研究所，サテライト・ベンチャー・ビ
ジネス・ラボラトリー，カーボン科学
研究所，アドミッションセンター，学
生総合支援センター，キャリア・サポ
ートセンター，イノベーション研究・
支援センター，産学官連携推進本部

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部 9,377名，大学院 2,295名

専任教員数：1,019名

助手数：13名

2 特徴

(1) 分散キャンパスを活かした地域密着型総合大学

本学は8学部・8研究科を持つ総合大学である。本部
を松本市に置くが、キャンパスは松本市，長野市，南箕
輪村，上田市の長野県内4地域5キャンパスに分散し，
県内の他地域にも多くの教育研究施設を有している。県
内の広範な地域にキャンパスが分散していることを活用
し，地域尊重・自然環境の保全・多様な文化と思想の共
存・自立した個性・人類の幸福という五つの理念に基づ
き，教育研究のプロジェクトや産学官の研究協力体制，
各種研究機関を設置し，相互の連携を密にした教育研究
体制を構築している。

(2) 教養教育及び基礎教育重視の体制確立

幅広い教養と基礎力に裏打ちされた課題探求能力や豊
かな人間性及び国際性を身に付けた人材の育成プログラ
ムを確実に展開させるために，平成18年度に49名の専任
教員から成る全学教育機構を発足させた。それにより，
新入生が全員一堂に会し，様々な学問分野をクロスさせ
ながら学び，基礎力・人間力を身に付けるための教育プ
ログラムがより充実した。

(3) 情報通信技術（ICT）を活用した人材の育成

e-Learning は，IT 大学・大学院で多くの実績を積み，
教育の質保証にも活用している。また，「授業のリアル
タイム配信」，「ビデオ撮りした教材のオンデマンド
利用」，「モジュール化 e-Learning 教材」等，ICT を
最大限有効活用した学習支援にも取り組んでいる。平成
18 年度に日本最初の大学専用テレビ「信州大学テレ
ビ」を開設し，マスメディアを活用した実践教育の展開
を図っている。

(4) 環境マインドを持つ人材の養成

本学工学部が平成13年度に国立大学として初めて国際
環境規格ISO 14001の認証を取得したことを契機に「信
州大学環境方針」を定め，全学部が「環境マインドを持
つ人材養成とエコキャンパスの構築」を目指した活動を
展開している。その過程で，「環境マインドを持つ人材
の養成」プログラムが，文部科学省・特色ある大学教育
支援プログラム（平成16年度-19年度）に採択され，工
学部は第15回地球環境大賞を受賞した。すでに4つのキ
ャンパスが国際環境規格ISO 14001の認証を取得し，松
本キャンパスが本年度認証の申請を行う。

(5) 研究活動と社会貢献

1) 重点研究領域を核とした研究の推進

重点7研究領域を定め，それを核に「学術研究戦
略」を策定した。その顕著な成果として次のことが挙げ
られる。21世紀COEプログラムでは「先進ファイバー工
学研究教育拠点」が採択され，新しいバイオスチール製
造法の開発，感性システムの構築等により，平成17年度
の中間評価において最高ランクAの評価を受けた。知的
クラスター創成事業「長野・上田スマートデバイスクラ
スター」では全国12地域の1つに採択され，研究ポテン
シャルや産学連携活動の活発化により，平成17年度の中
間評価で全国トップの評価を受けた。平成17年度経済産
業省「健康サービス産業創出支援事業」では「熟年体育
大学」が採択され，松本市と連携しながら地域住民の健
康増進・予防医療に多大な貢献をしている。また，長野
市，松本市，セイコーエプソン(株)を始めとした産・官と
の連携協定を締結する等，活発な産学官連携活動も行っ
ている。

2) 山と人間との関わりに関する総合的な研究の推進

山岳科学総合研究所は諏訪湖と木崎湖に加え，平成
19年に北アルプス地域の自然環境を研究する拠点とし
て上高地に教育研究施設を設置。これらを主拠点にして，
山岳環境の様々な要因による変化と人間の営みとの関係
を総合的に研究し，自然環境の再生・保全・活用及び防
災等の教育研究活動を行い，その成果を社会に還元して
いる。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の理念

信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。

その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

自立した個性を大切にします。

本学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

本学の目標

（教育）

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

（研究）

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

（地域貢献）

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

（国際交流）

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

第一期中期目標期間における重点目標

(1) 教育に関する重点目標

教養教育及び専門教育の質的充実を目指し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材の養成を行う。学部教育を基礎として大学院修士課程及び博士課程においては、高度専門職業人養成のための体制整備や教育プログラムの拡大を図り、重点的研究分野においては21世紀のフロンティアを切り開く研究者を養成する。

(2) 研究に関する重点目標

先端的、独創的研究を推進し、研究面における全国的、世界的拠点の形成を目指した体制の整備を図るとともに、研究成果の向上と活用・還元を努める。また、研究・教育基盤の充実に資するため、共同利用施設の整備・充実を図る。

(3) 地域貢献に関する重点目標

地域貢献を組織的に推進する体制を強化し、行政、企業、住民との連携・協力のもと、地域の産業創出と活性化、医療水準と福祉の向上、新しい地域文化の創出等、多様なニーズに積極的に取り組む。

(4) 国際交流に関する重点目標

国際交流を組織的に推進する体制を整備し、信州大学の中・長期的国際戦略の策定を行うとともに、教育・研究面における特色ある国際交流の推進を図る。

(5) 管理運営に関する重点目標

改善勧告機能を有する点検・評価体制の構築により、理念と目標の達成を目指す計画の策定から、実施、評価、改革へと至る一連のサイクルを、大学運営の根幹部分に組み込み定着させる。これにより、中期目標の達成

状況を点検しながら、時代や社会の要請に照らし合わせ、目標・計画の妥当性を絶えず検証していく。

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

学士課程

- ・ 広く深い教養に支えられ、批判力・洞察力を備えた人間性豊かな人格を涵養する。
- ・ 専門教育での実りある学習成果を確保し、十分な基礎学力を着実に身につけ、総合的視野と高い能力を備えた人材を養成する。

大学院課程

- ・ 大学院課程では、幅広い知識と視野を備えた人材養成を目指した学部教育に立脚して、各研究科の目標に沿った多様な諸分野の高度専門職業人及び先端的研究を推進する有為な人材を養成する。

(2) 教育内容等に関する目標

- ・ アドミッション・ポリシーを明確にして公表し、これに基づいた学生受入方策を適切に講じる。
- ・ 教育理念及び教育目標に即したカリキュラムを編成する。
- ・ 学習意欲を高めるための諸方策を検討し、その実現に必要な体制整備を行う。
- ・ 公正で厳格な成績評価方法を検討し、それを実現するシステムを構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- ・ 教職員の適切な配置を有機的かつ機動的に実現する。
- ・ 広く国の内外から最適な人材を登用する。
- ・ 全国のモデルケースとなるような、分散型キャンパスに適合する教育インフラストラクチャの整備を図る。
- ・ 教育活動に対する適正な評価と改善を実現するためのシステムを構築する。
- ・ 教育改善を実現するための諸方策を検討し、実施する。
- ・ 単位互換等による共同教育を推進する。
- ・ 学士課程から大学院課程に至るまでの教育体制・教育組織の見直しを行う。

(4) 学生への支援に関する目標

- ・ 教育・生活指導全般について、学生支援体制を整備する。
- ・ 多様化する学生ニーズに対応した、きめ細かな修学指導を行う。
- ・ 学生の自主的活動を人間的成長を促す活動として捉え、積極的に支援する。
- ・ 学生の自主的活動を教育的観点から積極的に支援する。
- ・ 学生が抱える様々な悩みや相談事等の窓口を全学的に整備する。
- ・ 学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図る体制を拡充・整備する。
- ・ 学生の職業意識の形成や就職指導等に必要な体制を拡充・整備する。
- ・ 学生の経済的支援体制の充実に努める。
- ・ 社会人学生を積極的に受け入れる学習環境を整備する。
- ・ 留学生に対する修学上・生活上等の相談指導体制を充実・整備する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学の目的は、学則及び大学院学則に定めており、この目的を踏まえ平成 13 年度に教育研究活動を行うに当たったの基本的な方針や養成する人材像等を示した理念と目標を制定し、それらをより明確にするため各学部等において具体的な活動方針として理念と目標を制定している。また、大学の理念・目標を表現したシンボルマークを定めた。

本学及び各学部の理念と目標は、大学の設置目的を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることに対応していることから学校教育法の定め外れるものではない。

本学及び学部、研究科の目的や理念・目標をホームページに掲載することにより、構成員への周知と社会に対する公表を行っている。また、教職員に対しては、理念・目標が掲載されている刊行物の配布やポスターの掲示等による周知を、学生に対しては、それらの刊行物を用いた各種ガイダンスの際に説明を行うことを通じて周知を図っている。社会に対しては、刊行物等の配布やオープンキャンパスや学部説明会等の参加者に対する配布・説明により広く公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、長野県内の 4 地区に分散した総合大学である。本学の理念と目標に基づき、学士課程では広く文系と理系の分野に跨って、人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部、繊維学部の 8 学部を設置している。学問研究の高度化に対応した大学院の重要性に鑑み、修士課程では、人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策研究科、医学系研究科、工学系研究科、農学研究科の 6 研究科、博士課程では、医学系研究科、総合工学系研究科の 2 研究科、専門職学位課程では、法曹法務研究科を設置している。これらの学部と研究科では、充実した広い教養教育とより深い専門教育との有機的な編成により、創造性豊かな人間性を育む教育を行っている。それらを基盤として実社会で活躍できる高度の専門性を持った深い学識及び卓越した能力、文化の進展に寄与する人材養成を行っている。

全学の教養教育・基礎教育を充実させるために全学教育機構を設置し、共通教育の企画立案・共通教育の研究開発を効果的に行っている。

本学は、総合大学としての教育研究等の目的を達成するために 15 の全学的なセンター等を設置している。これら各センター等は、本学の学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする教育研究等の目的達成のために重要な機能を果たしている。

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学組織として国立大学法人法に規定する教育研究評議会と、各学部に学校教育法に規定する教授会を設置している。前者では、主に全学の教育に関する基本的方針と計画を、後者では、学部教育に関する具体的案件を審議し、それぞれの役割を明確に区分し、効率化を図っている。

本学では、教務に関わる重要事項等を専門に審議する教務委員会等が各部局に設置され、教育課程及び教育方法等が適切に検討されている。また、全学的な見地から共通教育の円滑な運営を図るために、学長・副学長（教学担当）・副学長（全学教育機構長）・副機構長・各センター長・各学部の代表者（学部長又は評議員のうち 1 人）で構成される全学連絡会議が設置され、必要な審議が行われている。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教員組織編制は、大学設置基準及び大学院設置基準を基本方針として、本学及び学部・研究科の理念・

目標を達成するため各学部・学科及び研究科・専攻に講座等を置き教員を配置し、学部等の理念・目標に沿った組織を編成している。また、本学の中期計画に掲げる総人件費改革に対応した人件費削減等を踏まえ、中・長期的な将来構想を実現するため、各局における効率的な人的資源の配置を図ることとした。

本学の教員については、教授、准教授、講師、助教、助手の専任教員と非常勤講師を配置している。教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師が授業科目を担当し、助手が、実験、実習等の補助や学生への学習支援を行っている。平成17年度から、本学の教育研究活動の一層の充実、推進及び活性化に資するため独自の特任教授制度及び教育特任教授制度を定めた。特任教授及び教育特任教授を採用している。

大学全体及び各学部の専任教員の数は、大学設置基準第13条の定める数に基づいて、学士課程において必要な専任教員数を確保している。

大学院課程の研究指導教員及び研究指導補助教員は、大学院設置基準第9条の定める数に基づいて、大学院課程において必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。

法曹法務研究科の専任教員は、専門職大学院設置基準第5条に定める必要な専任教員（実務家教員を含む。）を確保している。

各学部とも、教員組織の活性化のため公募制を取っており、任期制を導入した学部・学科もある。また、年齢構成に関する配慮や繊維学部において女性教員がいないという問題もあるが、女性教員及び外国人教員の増員に向けての取組も行っており、教員組織の活性化のための措置が講じられている。

教員の選考は、「信州大学教員選考基準」、「信州大学教員選考手続／同申合せ」に基づいて行われ、さらに学部においてもそれぞれ選考内規等に基づき選考を行っている。教員の採用や昇任に当たっての選考基準は学部等の教授会等で定め、人事委員会や選考委員会等を設置して選考基準に照らし選考を行っている。その際、応募者等が提出する教員調書に教育上の能力に関する事項、研究業績及び経歴も記載することとしており、担当すべき科目の研究及び教育的確性の有無や程度を判断し、学士課程における教育上の指導能力の評価、大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行っている。

教員の研究活動と教育内容との関連性については、カリキュラムごとの主要な授業と教員の研究活動との対応がなされ、各学部・研究科においては、予定する担当授業科目と候補者の研究内容の整合性は採用人事にあって重要な観点としている。

教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員の教育支援者は、定員削減等により減少しているが、適切に配置していると判断する。また、TAの教育補助者としての活用も図られている。

基準4 学生の受入

平成16年度に本学の理念・教育目標に沿った入学者受入方針として「信州大学のアドミッション・ポリシー—私たちが求める学生像—」を成文化し、各学部・研究科においても、平成17年3月までに求める学生像を成文化した。また、入学者選抜の基本方針として、各選抜方法の実施方針、募集人員、実施方法を定め、求める学生像とともに入試案内や学生募集案内、ホームページに掲載し、県内高等学校や関係機関への入試案内や学生募集案内の配布、毎年開催しているオープンキャンパス等での参加者への入試案内等の配布及び説明、ホームページでの公開を行っている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に明示されている本学及び各学部等の求める学生像に沿った学生を受け入れるため、入学者選抜の基本方針に沿って、学部では、一般選抜（前期日程及び後期日程）、A0選抜、特別選抜（推薦特別選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、社会人特別選抜）、私費外国人留学生入学者選抜及び第3年次編入学試験を実施している。研究科では、各研究科の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って、複数回実施する一般選抜、推薦特別選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及び学部3年次学生を対象とする特別選抜を実施している。

全学的な入学者選抜は、学長を委員長とする国立大学法人信州大学入学試験委員会で基本方針を定め、その方針に基づき必要な業務を信州大学アドミッションセンターが行う。それらの統括のもとに、組織間の連携・応援体制、責任体制の明確化等について全学的な調整を行い、適正な入学者選抜実施体制を整備し公正に実施している。

本学における入学者選抜及び大学入試センター試験の円滑な実施を図るとともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に即した入試システムの研究開発及び本学への入学希望者に対する総合的な広報活動等を行うことを目的に、平成16年4月にアドミッションセンターを設置した。その中に、従来の入学者選抜方法研究委員会で行っていた入試方法改善のための調査研究の機能を含めた、戦略的な入試方法の企画及び検証や本学の入試システムの研究開発に関する事項の業務を行うため研究開発部門を設置し、入学者選抜の改善のための研究調査や入試システムの研究開発を行っている。

学士課程においては、入学定員と入学者数の間に大きな乖離はなく、問題はない。修士課程及び博士課程における入学状況については、適正化に向けて研究科及び専攻や入学定員の見直し等を図る必要がある。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

本学の教育課程は、理念・目標を達成するために、学則に基づき、それぞれの学部の教育理念や教育目標に応じて学部一貫の教育課程を編成し、必修科目、選択科目等も適切に担当している。

共通教育の【環境と人間（環境マインド）】は、「環境マインドをもつ人材の育成プログラム」に基づき開設された科目で、活動の一つとして教職員と学生が協力してエコキャンパスを構築し、ISO14001の認証を受けている。国内初の大学専用チャンネル「信州大学テレビ（SUTV）」による番組の企画・制作を通じて学生の創造力・コミュニケーション力等のあらゆる能力の開発を目指した「放送番組制作ゼミ」を開講している。

本学においては、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換制度、学術交流協定に基づく単位互換を前提とした交換留学、インターンシップやボランティア科目の開設や3年次編入学生への配慮等様々な取組を行っている。

単位の実質化のために、授業時間外の学習促進による教育効果の向上を目指した補助・自学自習用e-Learningモジュール教材の整備や履修登録の上限設定が行われている。

科目の授業形態については、実験、実習、演習を重視しつつも、開講授業のバランスとしては講義形態の授業も含め全体がバランスよく開講されている。また、e-Learningの拡充と、講義においても双方向性ある少人数クラスへの努力が行われ、教育目的に応じて、学年進行上の工夫、討論やフィールドワークを取り入れた授業等が取り入れられている。

各学部、全学教育機構でシラバスを作成しており、冊子を作成し学生に配布している学部等もある。また、本学のHPに全学のシラバスを検索できるシステムを整備し、検索し表示できる。

自主学習への配慮・基礎学力不足の学生への配慮に関しては、全ての学部で担任制（1年次生）がとられており、自主学習に関する相談体制と単位の取得状況のきめ細かい監視体制の整備等を行っている。

成績評価基準や卒業認定基準は、信州大学学則に基づき、各学部において策定している。成績評価、単位認定は、授業形態の特性に応じて、教員の個人の判断によって、試験、小テスト、レポート及び授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行われている。各学部の卒業認定は、学則第53条及び各学部の教授会の規程に基づいて各学部において卒業判定を行っている。

成績評価の正確さを担保する措置は、ごく基本的な、シラバスでの成績評価の方法の明示から、疑義申し立てまで、さまざまな措置が講じられ、複合的に機能している。

<大学院課程>

本大学院の教育課程は、大学院学則に基づき、各研究科において目的とする学問分野や職業分野における期待に応えられるよう教育課程を編成し、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っている。授業の内容が教育課程の編成の趣旨に沿ったものになるよう、各研究科において授業科目の内容、単位数及び履修方法を定めている。

各研究科において、ガイダンスで履修指導を行い、学習・研究に応じた指導体制を行っている。基本的に少人数による教育であり、十分予習、復習時間が取れるものとなるよう配慮している。また、院生室を設置している。

夜間開講している研究科においては、在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定、就学の便宜と授業料の軽減を図る「長期履修学生制度」の設定等の措置により学生への適切な配慮がされている。

教育内容に応じて、講義・演習・実習等の授業形態をバランスよく配置し、また討論やフィールドワーク等、授業内容にあった授業展開の工夫を講じている。

全ての研究科においてシラバスを作成しており、冊子又はHPでの検索システムにより学生に周知され、記載事項を参考に受講科目を選択する等シラバスを活用している。

研究指導は、大学院学則及び各研究科規程において定められ、研究指導教員による関連する講義課目、特別演習やゼミナール等、特別研究や特別実験・実習等により行っている。複数教員が協同して研究指導にあたる体制が各研究科で取られており、研究テーマの決定についても適切に行っている。

成績評価基準や修了認定基準は、大学院学則及び各研究科において策定している。各研究科における成績評価、単位認定は、教員の個人の判断によって、発表内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等を総合して、4段階で行われている。各研究科の修了認定は、大学院学則第53条及び各研究科委員会規程に基づいて修了判定を行っている。

学位論文の審査は、各研究科において複数の教員からなる審査委員会体制を構築し、厳格で明確な審査基準に基づいて論文審査及び筆記又は口頭による最終試験を行っている。

成績評価の正確性を担保するための措置としては、成績評価の基準を大学院学則等に定め、シラバスには発表内容、レポート、授業への出席状況や参加態度等をどのような割合で成績評価に反映するかが示されている。

<専門職大学院課程>

法曹法務研究科においては、法曹養成に特化した大学院であり、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的教育を実施することを目的として教育課程を編成している。また、厳格な成績評価の準則、修了要件及び進級要件が定められシラバスとともに学生に明示されている。

基準6 教育の成果

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針は、本学の理念・教育目標に沿って共通教育の目的を明示し、各学部・研究科においては理念・目標又は研究科規程の目的の中に明示している。また、中期目標・中期計画「第一期中期目標期間における重点目標」「教育に関する重点目標」及び「教育の成果に関する目標」にも人材養成の目標とその目標を達成するための措置を明示している。

教養教育、専門教育の方針に従い授業担当教員が責任を持って教育を実施しており、単位修得率はおおむね高い割合を示しており、規定単位数を超えて修得されていたり、学生の高い学習意欲がうかがえる。進級、卒業（修了）の状況も概ね良好である。卒業率は学部・研究科によりばらつきはあるが増加傾向にあり、留年、休学、退学等様々な事由がある中で妥当な割合である。

学生による授業評価や在学生、卒業生アンケート等での学生が身に付けた知識や能力に対する評価は、おおむね高い数値を示しており、それぞれが意図する教育の成果や効果（各カリキュラムの教育目標）は相応に上

がっている。

平成18年度の学士課程全体の進路別の割合は、大学院等進学者が36.1%、就職者(臨床研修を含む。)が57.1%、その他が6.8%という状況である。学部により大学院等進学者と就職者の割合に違いはあるが、その特性に応じた割合になっている。就職率も民間企業の採用拡大ということもあるが学士課程全体で93.6%と高い割合を示しており、その就職先は多岐にわたっている。

本学の卒業生等が就職した県内企業、2名以上就職した県外企業及び県内自治体に対するアンケート結果からの印象や卒業生アンケート等での卒業生が身に付けた知識や能力に対する評価は、おおむね高い数値を示しており、それぞれが意図する教育の成果や効果(各カリキュラムの教育目標)は相応に上がっている。

基準7 学生支援等

学部新生に対して全学オリエンテーション及び学部ごとの新生ガイダンスを実施している。内容は、共通科目の履修方法、専門科目の履修方法、卒業要件の解説などである。教育学部以外の教職免許取得希望者には教職ガイダンスを実施している。各学部及び研究科においてもそれぞれガイダンスが実施している。

シラバスなどへの教員の連絡先の明示、オフィスアワーの導入、担任制についてはほとんどの学部・研究科で実施している。また、指導教員が学生に貼り付いて対応する研究科もある。教育学部、工学部、農学部、繊維学部(松本キャンパス以外の学部)については、全学教育機構において副担任制度を導入し、学部との連携が密になるようにしている。担任制度は学生の相談機会の確保、助言に関して有効な手段である。

学生支援に関する学生のニーズを把握するために、共通教育並びに各学部の学生担当窓口業務、ご意見箱の設置、満足度調査・授業評価などの各種アンケート、各教員のオフィスアワーの整備、学生何でも相談室の設置などの方法を実施している。また、学長が直接、学生の生の声を聴き、大学運営の参考にするため学長オフィスアワーを実施している。

本学には国際交流センターが設置されており、留学生の学習支援、生活支援を行っている。学習支援については日本語教育、就学上の指導助言を行い、生活支援については松本市及び長野市に国際交流会館を設置し、留学生の住居の確保に努めている。

障害を持つ学生に対しては、本人、指導教員、事務職員が連絡を取りあい、適切な対応を行っている。施設の面ではバリアフリーのトイレ、スロープ、エレベータ、自動ドアを設置している。

全学教育機構及び各学部においてPC室を整備し、PC設置室以外の教室も無線LAN環境を整え、講義を行っていない教室を開放している。附属図書館は土日開館、開館時間の延長を行っている。

平成18年4月に設置した学生総合支援センターに学生のボランティア担当窓口を明確にし、学生を積極的に支援する体制が構築され、今後NPO、NGO等との連携を図り充実することとしている。ボランティア活動経費の一部として物品購入経費を援助し、また旭会館2階に特別に活動場所を学生の自主組織「VOLNET」に提供している。特に地域市町村、病院などから学生のボランティア活動の要請が多数ある。

学生の生活相談については、平成18年度に設置した学生総合支援センターにおいて実施している。学生アルバイト、寮生活、地域とのトラブルなど、学生生活全般にわたって相談に応じる専任の担当者を窓口配置し、どのような相談にも対応できる体制が整備された。健康相談については健康安全センター(松本キャンパス以外の保健室を含む)、学生の就職に係る業務はキャリアサポートセンター、各種ハラスメントについては信州大学イコール・パートナーシップ委員会がそれぞれ相談にあっている。

奨学金の紹介、入学料及び授業料の免除を実施している。これらの業務は学生総合支援センターが担当しており、その他各学部学務係(特に松本地区外学部)も業務を担当している。本学には学寮も整備されている。各学部の1年次生が入寮することのできる「こまくさ寮」は月にかかる費用が約21,000円である。周辺の一人暮らし向けの民間アパートは月に約50,000円が相場となっており、学生への経済面での強力な支援となっている。

る。

基準 8 施設・設備

本学は主要 5 キャンパスとその他施設で構成されており、その校地面積と校舎面積については大学設置基準上の面積を満たしている。各学部においては講義室、演習室、実験・実習室を整備している。附属図書館は、学生アンケートの結果をもとに松本合同図書館では閲覧室及び自修室の空調設備の設置、照明の増設、ブラインドの更新など学習環境を整備した。農学部図書館では老朽化した空調設備の更新、工学部及び繊維学部図書館ではトイレ改修など身障者対応整備を行った。アンケート結果のその他の要望として開館時間の延長、蔵書の充実が多数を占めている。そのため、教育学部図書館では通常開館時間の延長を実施し、松本合同図書館及び工学部図書館では試験期の開館時間の延長を実施した。さらに、医学部図書館では午後 9 時閉館後も利用できるよう時間外利用システムで対応している。

情報ネットワークは、総合情報処理センターにおいて利用者に対する技術指導及び助言並びに利用に必要なサービスの提供、学外情報ネットワークとの連携及びその利用に必要なサービスの提供に関する業務を行っている。学内 LAN が整備されており、学生、教職員が自己学習、教育研究、業務に支障なく、円滑に情報ネットワークを利用することができるようになっている。e-Learning 用プラットフォームとして e-Alps が導入されており、学生への連絡、学生間のコミュニケーション、配布物置き場などの e-Learning 以外の目的でも多くの授業で活用されている。

全学的な施設の有効活用の促進、全学共通利用スペースの確保、教育研究活動の一層の活性化に資することを目的として、国立大学法人信州大学施設の有効活用に関する規定を定めている。また、現在策定中のキャンパス・マスタープランにおいても全学的な施設の有効活用の観点に配慮がなされている。この規程は学内ネットワークにより構成員に周知されている。図書館においては、新入生を対象とした図書館利用ガイダンスを開催している。毎年 3,000 部程度の図書館利用案内を印刷し、新入生オリエンテーション時に全員に配布している。この図書館利用案内は新入生向けであるが、新任教職員研修時や学外利用者、各学部図書館にも配布している。図書館からの情報は随時ホームページに記載するとともに、教職員に対してはメール・ニュース配信により周知を図っている。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料について、電子ジャーナル等導入計画（平成 15 年度から 3 年計画）により教育研究環境の整備を図った。また、平成 18 年度以降の導入計画を検討し、これにかかる経費の予算措置を平成 18 年度電子ジャーナル経費 8 千万円の共通経費化を実現した。学習環境向上のため、平成 17 年度から学生用図書購入費 5 千万円（授業料の 1%）を共通経費として確保し、各図書館の図書の充実、学習環境の整備にあてている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本学で使用されている学務情報システムにより、開設した授業の受講者数を科目別、所属学科別等にデータを収集し、データベース化している。毎年度学生による授業評価を実施しており、こちらのデータについても蓄積され、利用できる状況になっている。

学生による授業評価は、毎年度 2 回実施している。評価の際には主に Web を利用して評価を行う。授業担当教員は評価終了後に Web で自らの授業の評価を閲覧することができ、自由記述に対しては回答をすることもできる。共通教育の授業科目に関しては、教員の回答が義務づけられている。

授業評価では発言しにくい意見、不満に対しては「ご意見箱」などを設置することにより、恒常的に学生の意見の聴取を行っている。意見・不満に対しては、例えば授業担当教員を呼び出して事情を聴くなど、その都度対応している。

信州大学

学外関係者の意見は、在学生及び卒業生に対する満足度調査、就職先の雇用主に対する卒業生に関するアンケート、外部有識者に対するアンケート、国際外部評価などを実施している。この他に本学では「市民開放授業」を実施しており、市民受講生に対する授業に対するアンケートや市民受講生との座談会の実施などにより意見を聴取している。

教育の質の向上や授業の改善のため、全学教育機構組織内に設置されている高等教育システム開発部が全学的FDの研究開発に当たっている。実際の活動として、FD研修合宿を開催している。

教育改善チームにおいて「TA 研修ガイドライン」の策定作業中である。TAは全学教育機構及び各学部において適宜採用し、活用している。

基準 10 財務

本学における資産は、国立大学法人以前の土地及び建物等については、全て国からそのまま現物出資を受けているため、大学が目的としている教育研究活動が支障なく遂行が可能な資産(固定資産・流動資産)を有しており、債務も償還計画の確実な遂行により過大とはならない。

収入について、学生納付金収入は、適正な入学者の確保に努めており、それに伴って安定した収入を確保している。また、附属病院収入は、年度ごとに増収が図られ、平成18年度収入額が、診療報酬改定の影響での収入減があるものの、救命救急センターの稼働、患者増等により1,938百万円の増加となった。さらに、外部資金については、経済情勢が厳しい中でも、平成18年度は2,830百万円の収入があり、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入を、断続的に確保している。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画、資金計画については、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、各年度にかかる予算、収支計画、資金計画についても、学内の諸会議において審議後学長が決定し、文部科学大臣に届出をしており、大学の目的を達成し教育研究活動を将来にわたって適切に遂行するための財務に関する計画を策定し、本学のホームページに掲載して学生、教職員はもとより、広く学外者にも公開していることから、財務計画の策定と関係者等への明示は適切に行われている。

平成16年度～平成18年度事業収支状況によると、① 経常利益を計上していること、② 当期総利益を計上していること、③ 短期借入をしていないことから、支出超過になっていない。

学内予算配分に当たっては、中期目標・中期計画を踏まえ、教育研究活動の活性化を図るため、より戦略的・インセンティブを付与した学長裁量経費、学部長裁量経費、施設等維持管理経費、特別事業費及び学生図書費を計上し、さらに、大学として達成すべき教育研究の向上、施設等維持管理、学生の教育環境を整備向上に加え、教育研究活動の更なる活性化を図るため電子ジャーナル経費を計上し、より戦略的配分方針を打ち出す等、適切な予算配分している。

本学では、国立大学法人法に基づき、財務諸表等を文部科学大臣へ提出、承認を受けている。また、承認後は官報に公告するとともに、書面を内部部局に備え、さらに、大学のホームページに掲載して一般の閲覧が出来るようにしている。国立大学法人としての財務諸表等について適切な形で公表している。

財務に対する監査は、法令に基づき会計監査人による監査が実施され、本法人の監査規程に基づき監事監査及び内部会計監査が、それぞれ独自性を保ちながら監査計画のとおり実施されていることから、財務に対して会計監査等を適正に行っている。

基準 11 管理運営

本学の管理運営のための組織については、学長が定めた担当業務を理事及び副学長が責任をもって執行するという、学長補佐体制が整備されそれぞれの職務を行っている。また、国立大学法人法が定める役員会、経営

協議会及び教育研究評議会や拡大役員会を置いて管理運営のための機能を果たしている。本学独自の拡大役員会を設置し、学部の意向を反映させるとともに、役員会と部局及び部局間の連絡調整を行うことにより、円滑な業務執行に寄与している。事務組織については、理事等が担当業務を執行するために、理事等からの指揮命令系統により、理事等を直接支援する業務執行組織（事務組織）を構築し、管理運営等の業務を行っている。

経営協議会や教育研究評議会の意向を踏まえつつも、業務執行の最終的な権限と責任を有する学長が様々な状況下でリーダーシップを発揮しうる体制を確立するため、役員会を設置している。また、本学独自の組織として、学長室、戦略企画室、学長補佐、拡大役員会、各種委員会を設置し、学長の意思決定を補佐するとともに、大学の目的を達成するための諸課題その他経営戦略面について、学長に対して必要な提案を行う体制整備と機能の充実がなされている。本学独自の組織からの様々な提案等については、学長の判断により実施する場合は、役員会の議を経て、役員が共通認識の下で担当業務の執行に責任を持って当たることとしている。

大学構成員や学外関係者のニーズや提言を汲み取るシステムが整備されており、必要かつ可能なものについて管理運営に反映している。

監事監査の目的、対象、方法、内容や監事の基本的姿勢、手順が規程により明確に定められており、事業年度ごとに監査計画が策定され、それに基づき、監査が行われている。また、監査結果報告書により指摘された監事の意見が、法人の運営に活用されている。

監事会を設置し、月に2回の頻度で開催し、監事相互の意見や情報の交換を頻繁に行い、内部監査室において、監事監査業務に必要な支援が行われていることから、監事は適切な役割を果たしている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定め、それを踏まえ学内規則等を整備し、管理運営に関わる役員等の選考、採用、各構成員の責務と権限を規程として制定し明確に示している。

本学の理念・目標、中期目標・中期計画、活動状況等について、HP上に掲載され自由にアクセスできるシステムを構築し運用しており、また、毎週、前の週の学内の話題、行事予定等を全教職員に電子メールで「週刊信大」を配信する等様々な方法により情報の蓄積及び公開を行っている。

本学の活動の総合的な状況については、平成14年度に大学基準協会の加盟判定審査を受けるための自己点検・評価、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」、「教養教育」、「研究活動面における社会との連携および協力」及び「国際的な連携及び交流活動」の試行的評価の際の自己点検・評価及び国立大学法人評価の一環である各年度計画に対する業務の実績評価を根拠となる資料やデータ等に基づいて実施している。また、それらの結果をそれぞれ大学基準協会、大学評価・学位授与機構及び国立大学評価委員会において第三者による検証を実施し、自己点検・評価の結果とともに大学内への配付及びHPへの掲載により社会等に対して広く公開している。

評価結果は、役員会、教育研究評議会及び経営協議会への報告や各部局への通知によりフィードバックされ、改善に結び付ける方策等について検討し、改善に結び付けた事例等もあり適切に実施している。

